

避難行動・避難所運営マニュアル

熊 取 町

目次

第1章 はじめに	1
1-1 基本的な考え方	1
1-2 災害発生～避難所開設・運営・撤収の流れ	4
1-3 普段から災害に備えよう	5
(1) わたしたちの地域の災害想定と避難所を確認しよう	5
(2) 安全・安心な家づくりをしよう.....	7
(3) 通勤・通学中の地震や地震火災に備えよう	8
(4) 訓練を実施して災害に備えよう.....	9
第2章 避難行動編	10
2-1 風水害（浸水害・土砂災害）の場合	11
(1) 自助のポイント	11
(2) 避難のポイント	12
(3) 避難所開設準備のポイント	13
2-2 地震の場合	14
(1) 自助のポイント	14
(2) 避難のポイント	15
(3) 避難所開設準備のポイント	16
2-3 建物の安全点検	17
2-4 施設のレイアウトづくり	18
第3章 避難所生活編	22
3-1 避難所開設のポイント	23
3-2 避難所運営のポイント	24
3-3 避難所運営 ～各班の開設から撤収までのポイント～	27
(1) 総務班のポイント.....	28
(2) 避難所管理班のポイント	30
(3) 食料物資班のポイント	32
(4) 情報広報班のポイント	34
(5) 救護班のポイント.....	36
(6) 衛生班のポイント.....	38
第4章 参考資料編	40
4-1 参考資料集	40
4-2 様式集	70

第1章 はじめに

本マニュアルは、町が開設する指定避難所を対象として、災害時の避難行動及び避難所を運営するための基本的な事項をまとめた基本マニュアルです。今後は、この基本マニュアルと、施設や地域の特性を踏まえた「校区別避難所運営マニュアル」を参考に、訓練や研修を重ねて、同じ指定避難所を使う地域の皆さんで助け合える関係づくりを目指しましょう。

1-1 基本的な考え方

大規模災害が発生した場合でも、地域住民がお互いを支えあい、力を合わせて困難を乗り越えていけるよう、次の3つを避難所運営の基本項目とします。

1.避難所は避難者の自主運営を基本とします。

大規模災害発生時には、町職員の被災、行政機能の低下や人命救助等の応急処置の実施などにより、町職員だけで避難所を十分に運営することは難しいと想定されます。このため、避難所の運営においては、原則として避難者主体の行動を基本とします。また、避難生活の長期化が見込まれる場合は、避難所運営委員会を設置し、避難者、行政、施設管理者等が連携して運営にあたることとします。

2.避難所を一つの地域コミュニティと捉え、準備、運営します。

避難所は、在宅被災者、車中泊避難者の支援も含めた一つの地域コミュニティと捉え、準備・運営します。食事や給水等は、避難者自らの手で配給するなど、各自が自立に向けた取り組みを行い、それを共有することで地域の再生と更なる発展につなげます。

3.要配慮者及び男女共同参画の視点に配慮した避難所づくりを目指します。

災害時は誰もが要配慮者になる可能性があります。要配慮者は、それぞれの状況によって配慮事項が異なることから、支援内容は、要配慮者の事情を考慮し個別かつ臨機応変に対応します。また、避難所では、女性に対する犯罪被害や固定的役割分担による負担集中などが問題となっていることから、男女のニーズの違いや性差に配慮した避難所運営を行えるよう、避難所運営委員会には男女ともに参加し、安心・安全な避難所づくりを目指します。

■風水害（浸水害、土砂災害）・地震発生時に取るべき行動

風水害（浸水害、土砂災害）の場合 町から「警戒レベル 3、4」が発令されたら、速やかに避難！

風水害（浸水害、土砂災害）の際、避難勧告等の避難情報や、気象庁等による防災気象情報は5段階の「警戒レベル」を用いて伝達されます。

警戒レベル	避難行動等	避難情報等	防災気象情報
警戒レベル 1	災害への心構えを高める 防災気象情報等の最新情報に注意しましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)	防災気象情報は、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。
警戒レベル 2	避難行動の確認 防災マップ等で災害リスクを確認し、避難場所や避難経路、避難のタイミングの再確認等、避難に備え、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)	
警戒レベル 3 高齢者等は避難	高齢者等は避難 避難に時間を要する方（ご高齢の方や障がいのある方、乳幼児等）とその支援者は避難を開始しましょう。その他の方は避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等避難開始 (町が発令)	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 等
警戒レベル 4 全員避難	対象区域の全員が避難 速やかに（避難指示（緊急）発令時は、緊急に）避難場所に避難しましょう。 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示（緊急）※ (町が発令) ※地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令	・氾濫危険情報 ・土砂災害警戒情報 等
警戒レベル 5	命を守る最善の行動 既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報 (町が発令)	・氾濫発生情報 ・大雨特別警報等

地震の場合 まずは、身の安全の確保！地震後は正しい情報に基づき避難！

地震時は、身の安全を確保し、揺れがおさまったら、落ち着いて行動しましょう。

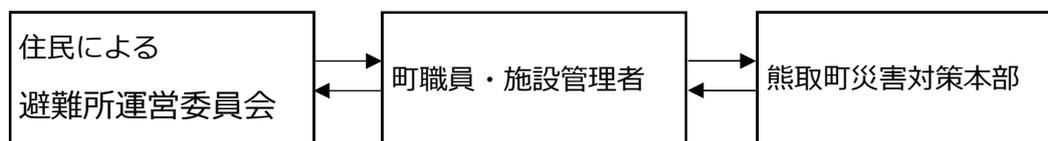
時期	避難行動等
地震時	まず身の安全 揺れを感じたり、緊急地震速報を受けた時は、身の安全を最優先に行動しましょう。
地震直後	火元の確認 火を使っている時は、揺れが収まったら、あわてずに火の始末をしましょう。 出口の確保 避難ができるよう、窓や戸を開けて出口を確保しましょう
地震後	正しい情報に基づき行動 テレビ、ラジオ、役場などから正しい情報を得ましょう。役場から避難に関する情報等が出たら、それに従いましょう。（避難の際は、ブレーカーを切り、ガスの元栓を閉めましょう。） 身の危険を感じたらすぐに避難 役場から避難に関する情報等がなくても、身の危険を感じたら、すぐに避難しましょう。 わが家の安全・隣の安否 わが家の安全を確認後、近隣にも声をかけて安否を確認しましょう。 近隣で協力し合って救出・救護 倒壊家屋や転倒家具等の下敷きになった人を近隣で協力し、救出・救護しましょう。

■災害時要配慮者を優先に、みんなで配慮しましょう

災害時は、要配慮者優先の意識を持ちましょう。以下の人たちが要配慮者となります。

区分	避難時の特徴
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報等の察知が遅れる場合がある。 ・迅速に避難できない場合がある。
障がいのある方（視覚、聴覚、肢体、精神、知的、内部等の障がいのある方）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報等が認識できない場合がある。 ・自力で避難できない場合がある。
在宅療養者、透析が必要な人、糖尿、高血圧などの疾患をもつ人	<ul style="list-style-type: none"> ・外見からは要配慮者と分からない場合がある。 ・特殊な薬剤や、医療機器が必要な場合がある。
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> ・月数によっては、自力での避難が出来ない場合がある。
乳幼児・児童	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら避難行動ができない。
外国人（日本語が不慣れな場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報等が認識できない場合がある。

■避難所は原則として住民の自主運営を基本とします。



■避難所以外における避難者にも配慮しましょう

避難者の支援については、避難所で生活する避難者だけではなく、在宅被災者、車中やテント等にて避難生活を余儀なくされた被災者も含めましょう。避難所は避難所以外における避難者にも配慮した拠点とすることが必要です。

■災害関連死を防止しましょう

長期化する避難生活では、伝染病や食中毒にかかる可能性があります。また、避難所でトイレに行かずにすむように水分摂取を抑えると、血栓が生じやすくなり脳梗塞や心筋梗塞を起こす危険性が高まります。さらに、新潟県中越地震で車中死がクローズアップされたように、長時間車内での避難生活はエコノミークラス症候群の要因となり、死に至る場合もあります。こうした災害関連死につながる要因は、過酷な避難生活で特にストレスを受けることによる免疫力の低下やADL（日常生活動作）の低下をひき起こしやすい高齢者や障がい者など要配慮者に多くみられます。このため、避難所においては、特に要配慮者に対するフォローが必要となります。

エコノミークラス症候群とは？

食事や水分を十分に取らない状態で、車などの狭い座席に長時間座っていて足をうごかさないと、血行不良が起こり血液が固まりやすくなります。その結果、血の固まり（血栓）が血管の中を流れ、肺に詰まって肺塞栓などを誘発する恐れがあります。

1-2 災害発生～避難所開設・運営・撤収の流れ

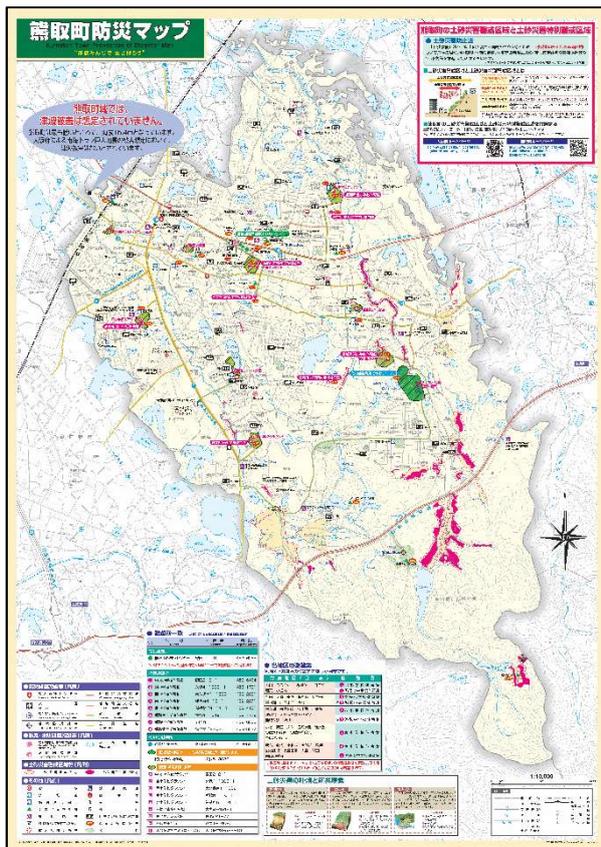


1-3 普段から災害に備えよう

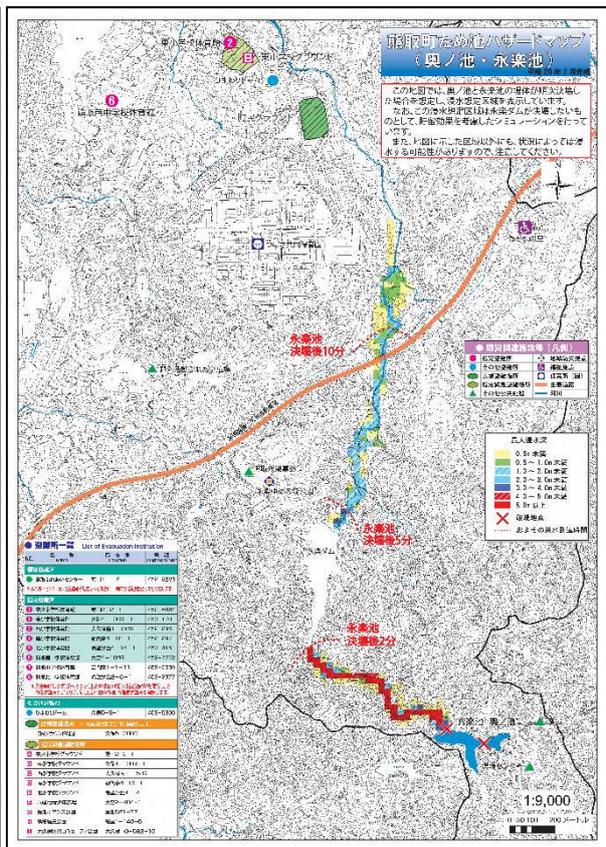
災害時の避難及び避難生活への備えについて、平時から地域の皆さんで話し合い、いざという時に備えましょう。

(1) わたしたちの地域の災害想定と避難所を確認しよう

自分の地域の風水害（浸水害、土砂災害）の場合と地震の場合の災害想定を「熊取町防災マップ」「熊取町ため池ハザードマップ」等で確認しましょう。また同時に、災害時の避難所を確認しましょう。あわせて、避難経路も事前に確認しましょう。



熊取町「熊取町防災マップ」(平成 31 年 4 月)



熊取町「熊取町ため池ハザードマップ」
(平成 29 年 2 月)

■土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域とは

土砂災害警戒区域
土砂災害特別警戒区域

著しい危害が生じるおそれのある区域

5m

角度30°以上

※計算式により算出

- 土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)** 「土石流^{*1}」や「がけ崩れ^{*2}」等のおそれがあり、住民や家屋に被害が生じかねない区域
- 土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)** 「土石流」や「がけ崩れ」により建築物の損壊が生じ、住民に著しい危険が生じるおそれがあり、警戒区域よりも危険性が高く、住宅開発や分譲が許可制となる区域
- 土石流危険渓流** 土石流発生の危険性があり、人家に影響を及ぼすおそれがある渓流
- 急傾斜地崩壊危険箇所** 傾斜度が30度以上、高さ5メートル以上の急傾斜地で、人家に被害を及ぼすおそれのある箇所

※1 土石流：長雨や集中豪雨により、急な渓流を水を含んだ石や土砂が一気に下流へ押し流される現象。
 ※2 がけ崩れ：多量の雨が地面にしみ込むことにより、土の抵抗力が弱まり突然斜面が崩れ落ちる現象。

避難所一覧

No.	名称	所在地	電話
福祉避難所			
①	熊取ふれあいセンター	野田 1-1-8	452-6285
指定避難所			
①	中央小学校体育館	野田 2-2-1	452-6464
②	東小学校体育館	久保 4-1306-1	453-1701
③	西小学校体育館	大久保南 1-1589	452-2961
④	南小学校体育館	朝代東 4-16-1	452-2971
⑤	北小学校体育館	希望が丘 4-14-1	453-4151
⑥	熊取町南中学校体育館	大宮 4-1049	452-7772
⑦	熊取中学校体育館	五門東 1-1-11	452-0350
⑧	熊取北中学校体育館	希望が丘 2-6-1	453-3377
その他避難所			
①	ひまわりドーム	久保 5-3-1	453-5200
広域避難場所※大規模災害発生時に開設します。			
①	町民グラウンド周辺	久保 5-3080	—
指定緊急避難場所			
①	中央小学校グラウンド	野田 2-2-1	—
②	東小学校グラウンド	久保 4-1306-1	—
③	西小学校グラウンド	大久保南 1-1589	—
④	南小学校グラウンド	朝代東 4-16-1	—
⑤	北小学校グラウンド	希望が丘 4-14-1	—
⑥	八幡池青少年広場	大宮 2-484-1	—
⑦	長池オアシス公園	長池 621-77	—
⑧	熊取歴史公園	紺屋 1-140-5	—
⑨	大久保防災コミュニティ公園	大久保中 3-582-10	—

※ふれあいセンターは、自主避難が想定される場合に、一時的な避難施設としても開放します。

各地区の避難先

対象地区（目安）	避難所
七山、つつじヶ丘、希望が丘、自由が丘、若葉、小垣内	⑤北小学校体育館
	⑧熊取北中学校体育館
野田、大原、紺屋、桜が丘、新野田、翠松苑、山の手台、五門	①中央小学校体育館
	⑦熊取中学校体育館
大久保、泉陽ヶ丘、水荘園、青葉台、池の台、大久保サニーハイツ 熊取グリーンヒル	③西小学校体育館
	⑦熊取中学校体育館
小谷、高田、久保、五月ヶ丘、緑ヶ丘、つばさが丘東、つばさが丘 北 つばさが丘西	②東小学校体育館
成合、朝代、東和苑、美熊台、長池、公社熊取、閑空国際、大宮 和田、南山の手台	④南小学校体育館
	⑥熊取南中学校体育館

※災害時には、まず、①～⑥までの指定避難所を開設し、その後避難状況により⑦、⑧の指定避難所を開設します。

(2) 安全・安心な家づくりをしよう

災害はいつ起こるか分かりません。そのため、まずは自分で自分の身を守る「自助」の取り組みが大切です。災害時に備えて、日頃から安全・安心な家づくりをしておきましょう。

わが家の安全対策

阪神・淡路大震災では、亡くなった方の8割が家の倒壊や家具の転倒による圧迫死でした。地震から自分の命、家族の命を守るために、建物の耐震化と家具の固定を行いましょう。

■家を倒れないようにするために行うこと

屋根の軽量化、柱と梁の接合部の補強、壁の補強

■家の中を安全にするために行うこと

家具やテレビ、冷蔵庫などの固定（転倒防止器具、L字金具、チェーンなど）、戸棚、食器棚などの扉にロック機能を設置、食器棚に滑り止めを設置、ガラスに飛散防止フィルムを貼付、吊り下げ式蛍光灯にチェーン設置、家具などでは重たい物ほど下に収納 など

■火災を防止するために行うこと

使わない電気器具のプラグをコンセントから抜去、感震ブレーカー・感震コンセントの設置、住宅用火災警報器の設置、消火器の準備、風呂の水のくみ置き など

■風水害に備えて行うこと（台風接近前など）

側溝・雨どいの掃除、飛散の危険が高い物を屋内へ移動（鉢植え、物干しざおなど）、屋根、外壁、ブロック塀の点検、窓ガラスの飛散防止（外側から板で防ぐ、雨戸を閉めるなど）

非常用持出袋の用意・備蓄品の準備

貴重品	現金（小銭も） 預金通帳 証書類 印鑑 保険証 マイナンバーカード クレジットカード・キャッシュカード 緊急メモ（通帳番号、緊急連絡先）
応急医療品	消毒液 傷薬 湿布薬 三角巾、包帯 脱脂綿 ばんそうこう 胃腸薬 かぜ薬 常備薬 お薬手帳
食品	カンパン 缶詰・レトルト アルファ化米 飲料水 菓子類 わりばし 紙コップ・紙皿 ラップ アルミホイル ※飲料水・食料は3日分を基本とし、できる限り一週間分を備蓄することが望ましい
防災グッズ	簡易トイレ 軍手・ヘルメット 運動ぐつ・スリッパ等 携帯ラジオ 懐中電 灯 携帯電話・充電器 ライター等 雨具・カイロ 新聞紙 布ガムテープ
衣類・日用品	着替え 下着 防寒具 タオル・毛布 トイレットペーパー等 生理用品 ビ ニール袋（大・中・小）
その他	ミルク・ほ乳瓶 紙おむつ・おしりふき 母子健康手帳 老眼鏡・予備メガネ・ 補聴器 家族の写真

※食品の備蓄は、普段少し多めに買い置きし、賞味期限を考えて古い物から消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が備蓄されている状態を保つ「ローリングストック方式」を推奨。日常生活の中で備蓄品の鮮度を保ち、いざというときにも普段の生活に近い食事をとれることがメリット。

(3) 通勤・通学中の地震や地震火災に備えよう

通勤・通学中に地震が発生したら？

強い地震が発生した場合、ブロック塀や自動販売機、電柱などが倒れることがあります。2018年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震では、高槻市において登校中の小学生がブロック塀の下敷きになり死亡するという大変痛ましい事故が発生しています。また、建物から屋根瓦や割れた窓ガラスの破片が落ちてくる可能性もあり、これらが体に当たった場合、致命傷となります。このような事故を防止するためにも、日頃から通勤路・通学路や避難所までの経路に危険な場所がないかを地域で協力して確認しておきましょう。そして、危険と感じた場合は、補強や転倒防止対策を実施したり、避難経路から除外したりしましょう。



民家のレンガ造塀の倒壊
阪神・淡路大震災／平成7年（1995年）
写真提供：応用地質株式会社

地震火災の恐怖

地震時の火災は、大部分が揺れによって生じ、地震の後の短時間に一斉に出火します。また、電気が復旧した際に、電気ストーブ、観賞魚用ヒーター、白熱電球などが原因で出火したり、断線したり傷んだ電気コードから火花が発生し、出火することもあります。ひとたび火災が発生し拡大してしまったら、避難することしかできません。そのため、火災を発生させないための事前の備えとして、平時から感震ブレーカーの設置や、消火器の準備、風呂の水のくみ置きなどをしておきましょう。



御屋敷通り周辺
阪神・淡路大震災／平成7年（1995年）
写真提供：神戸市
出典：阪神・淡路大震災「1.17の記録」
<http://kobe117shinsai.jp/>

(4) 訓練を実施して災害に備えよう

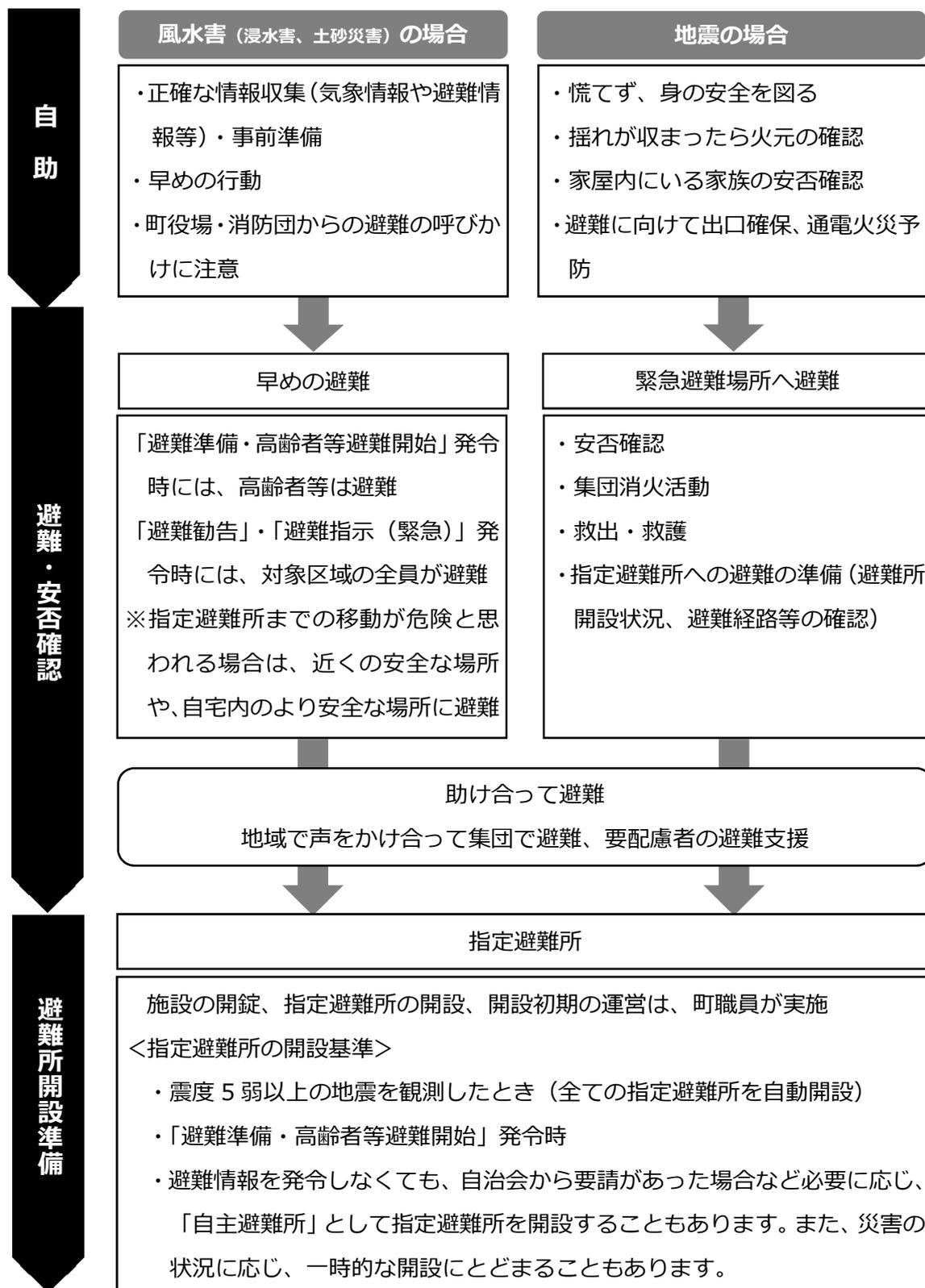
本町では、39 自治会全てで自主防災組織を結成しており、各自主防災組織が自主的に訓練等を実施されています。このように日頃から地域内でコミュニケーションを図り、訓練を実施することは、避難・避難所運営において大きな力となります。継続的に訓練等を実施し、地域全体で防災に関する知識・情報を共有しておきましょう。

■本町の自主防災組織の活動の様子

	
防災資機材の確認と点検	防災資機材を使用した救出訓練
	
地区の防災マップ作成	避難所体験訓練

第2章 避難行動編

本章は、避難所開設に至るまでの避難行動について、風水害（浸水害、土砂災害）の場合と地震の場合に分けて、自助の段階から「避難・安否確認」、「避難所開設準備」までの流れと注意点をまとめています。



2-1 風水害（浸水害・土砂災害）の場合

風水害（浸水害、土砂災害）の場合における、自身や家族の身の安全確保（自助）から避難所開設準備の流れを確認します。

(1) 自助のポイント

自助

避難

開設準備

正確な情報収集（気象情報や避難情報等）・事前準備

不要不急の外出は行わず、気象情報や役場などからの情報に注意しましょう。また、断水・停電に備えて、飲料水や生活水の確保、懐中電灯や携帯ラジオの準備、非常用品の確認を行ったり、防災マップで避難所や避難経路を確認したりしましょう。

早めの行動

雨の降り方や土砂災害の前兆現象に注意し、危険を感じたら、避難の準備など早めに行動をとるよう心掛けましょう。

町役場や消防団からの避難の呼びかけに注意

町役場や消防団などから避難の呼びかけがあった場合には、それに従い避難しましょう。外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難することも考えましょう。

適切な行動ができるよう積極的に情報収集しましょう。

ラジオやテレビ、インターネットによる情報収集の他に、熊取町で行われている次のような情報伝達も積極的に活用しましょう。

- 登録者への防災情報メール配信
- 緊急速報メール（エリアメール）配信
- 防災行政無線（スピーカー）
- 広報車の巡回（避難準備・高齢者等避難開始など）
- 要配慮者への電話またはFAXによる情報配信
- 地域の代表の方へのメール・電話等での連絡

※防災行政無線の放送内容が聞き取りにくかった場合
フリーアクセス：0800-200-8980（無料）

※下記の QR コードからおおさか防災ネットの防災情報メール配信の登録を行うことができます。



(2) 避難のポイント



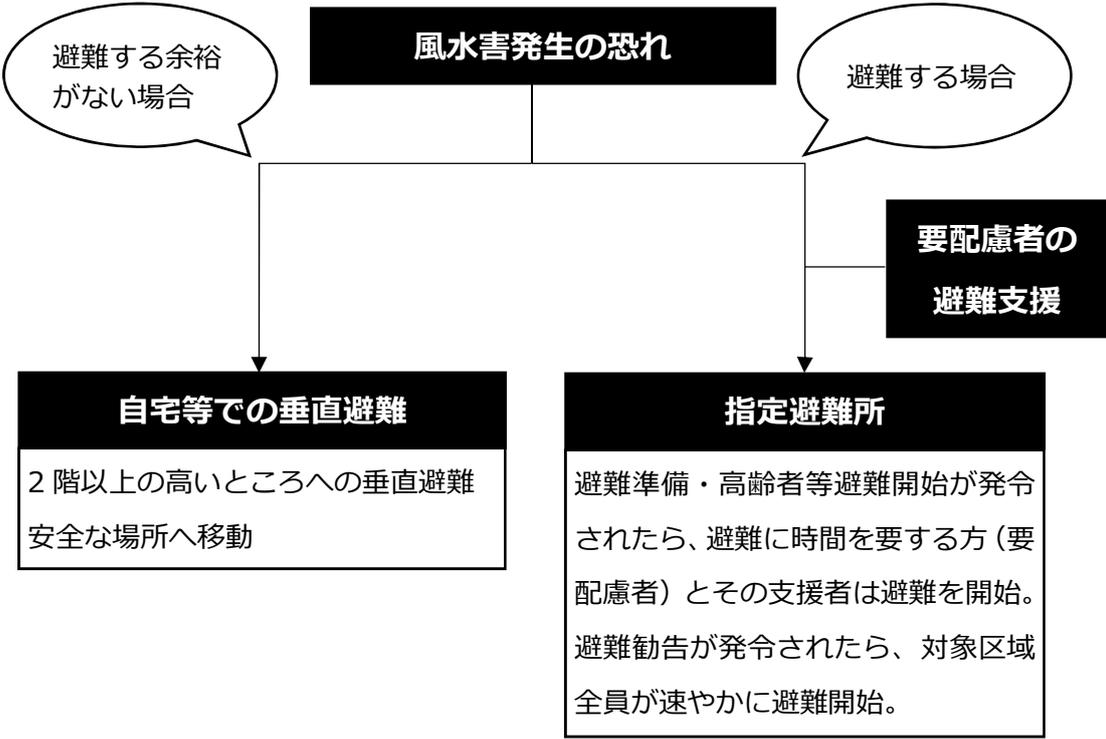
地域で声をかけ合って早めに避難しよう

早めの避難を心がけましょう。避難する際は、地域で声をかけ合い、お互いに助けあって避難しましょう。

<p>浸水害が想定される場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されたら、避難に時間を要する人（要配慮者）とその支援者は避難を開始しましょう。その他の方は、避難の準備を整えましょう。 ○「避難勧告」が発令されたら、速やかに避難所に避難しましょう。外出することでかえって命の危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難しましょう。
<p>土砂災害が想定される場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「避難勧告」は、土砂災害警戒情報が発表された場合などに発令されますので、土砂災害警戒情報が発表された段階で、避難を開始しましょう。 ○外出することでかえって命の危険が及ぶような状況では、崖から離れたより安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難しましょう。

※避難は浸水前に行いましょう。浸水後は、側溝やマンホールに気付きにくくなり大変危険です。
 ※動きやすい服装と必要最小限の荷物で避難しましょう。裸足や長靴での避難は厳禁です。

避難の流れ



(3) 避難所開設準備のポイント

自 助

避 難

開設準備

開設の判断

町からの避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）発令時

開 門

町の避難所派遣職員が開錠

開設準備

避難所派遣職員は避難所到着後直ちに、避難所開設に向けて施設外観及び施設周辺の確認を行います。

- ・ 損壊箇所の有無の確認、避難所までの通行路の確保（浸水状況の確認）
- ・ 周辺危険箇所の確認
- ・ 窓ガラスの損壊状況

開 錠

避難所派遣職員が開錠

避難所施設内の安全点検の実施

避難所派遣職員は避難所施設内の安全点検の実施

- ・ 天井（雨漏り）、窓の破損の確認
- 避難所としての安全性が確保できない場合は、教室等の利用検討
- ・ 水道、照明などの確認
- 停電等の場合は防災倉庫内の懐中電灯、ろうそくなどの活用

危険箇所がある場合は、別の避難所へ

避難者の受入れ準備

ライフラインの状況を確認。また、ラジオなど、避難所必要物品の準備
避難者と連携して、避難スペースを確保（一時的な開設にとどまることが想定される場合は、間仕切りなし、イスのみの設置なども検討）

2-2 地震の場合

地震の場合における、自身や家族の身の安全確保（自助）から避難所開設準備の流れを確認します。

(1) 自助のポイント

自助

避難

開設準備

慌てず、まず身の安全を

頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難しましょう。揺れが収まるまで、あわてて外に飛び出したり、無理に火を消そうとしたりしないようにしましょう。

※外出時：ブロック塀、看板や割れたガラスが落下してくる可能性がありますので、鞆などで頭を保護し、安全な場所に避難しましょう。

※運転時：車を運転している場合は、ハザードランプを点灯して周りの車に注意を促し、緩やかに減速して道路の左側に停車してエンジンを止め、キーを付けたまま安全な場所へ避難しましょう。

揺れが収まったら、火元の確認・家族の安否確認

揺れが収まったら、火元の確認をしましょう。コンロなどの火元を確認し、使用中のものは消しましょう。また、地震後はガス漏れが起きている可能性もあるため、火は付けないようにしましょう。火元の確認後、家族の安否確認をしましょう。

避難に向けて出口確保、通電火災予防

避難する前に、家屋内に閉じ込められないよう、玄関のドアや窓を開けておきましょう。また、通電火災を予防するため、家を出る前に必ずブレーカーを落としましょう。家から出る際は、屋根から瓦等が落下してくる可能性があるため、気を付けましょう。

緊急地震速報とは？

最大震度5弱以上を予想した時に、震度4以上を予想した地域に対して緊急地震速報（警報）を発表します。緊急地震速報が発表された場合は、慌てず身の安全を確保しましょう。

＜入手手段＞ テレビ・ラジオ・携帯電話（緊急速報メール）、防災行政無線など

＜基準＞ 震度5弱以上を予想（震度4以上の地域に発表）

＜内容＞ 震源地、強い揺れが予想される地域など

＜特徴＞ 原則、一つの地震に対して1回発表。比較的規模の大きい地震では複数回発表

※震源に近い地域では、緊急地震速報の発表が強い揺れに間に合わないことがあります。緊急地震速報で予測する震度は、±1階級程度の誤差を伴います。震源が観測点から遠い場合や深い場合は、誤差が大きくなる場合があります。

(2) 避難のポイント

自助

避難

開設準備

緊急避難場所へ避難、安否確認

周囲の安全を確認して、緊急避難場所へ避難します。緊急避難場所では、安否確認を進め、迅速な集団消火活動、救出・救護活動へつなげます。

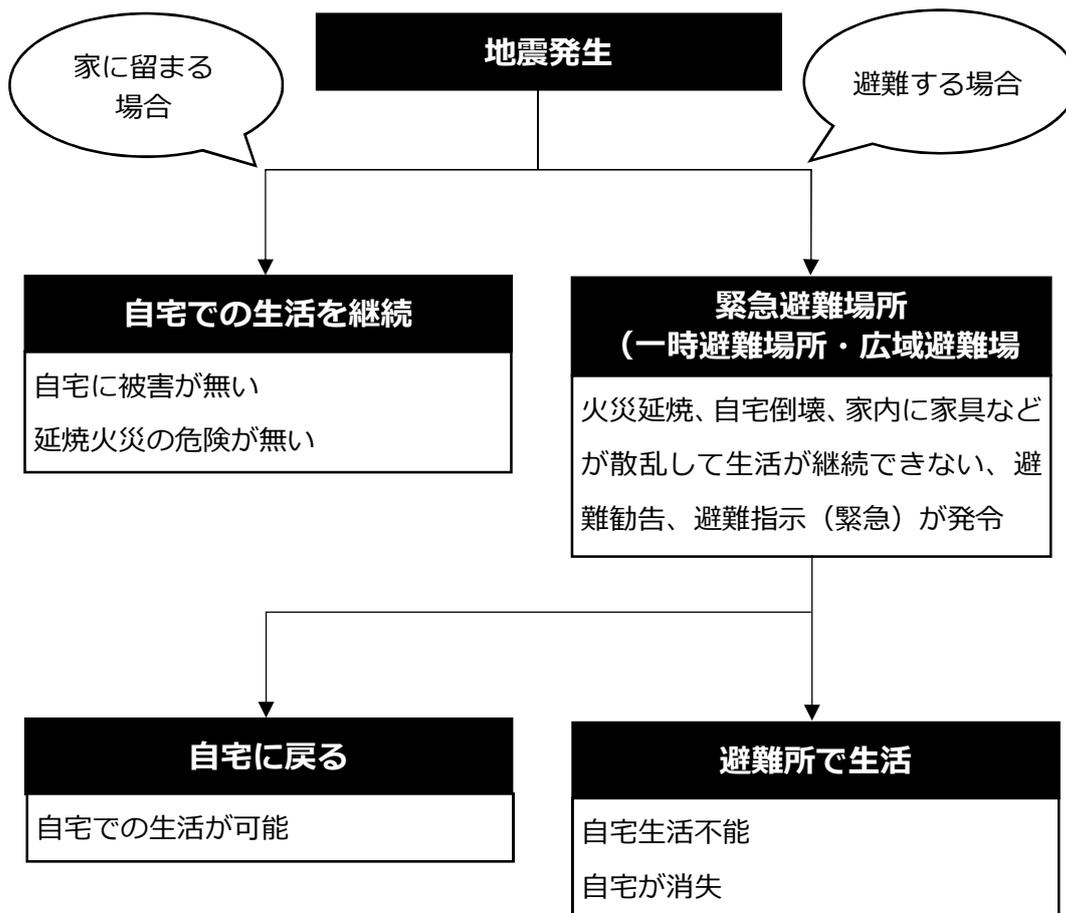
※避難する時は、原則として徒歩で避難しましょう。

避難にあたって助け合い、要配慮者への避難支援

避難する際は、隣近所で声をかけあい、お互いに助けあって避難しましょう。また、自力で避難が困難な要配慮者の支援を行きましょう。

避難する際、がれきやブロック塀の倒壊などに注意して、できるだけまとまって、安全に避難しましょう。

避難の流れ



開設の判断

震度 5 弱以上の地震が発生した場合

開 門

町の避難所派遣職員が開錠（災害対策本部からの指示を待つことなく近隣在住職員が直接参集し開錠する）

施設の安全確認

避難所派遣職員は避難所到着後直ちに、避難所開設に向けて施設外観及び施設周辺の確認を行います。安全点検時、避難者は校庭等の安全な場所で一時待機することになります。

施設の安全確認事項は次の通りです。

- ・ 損壊箇所の有無の確認、避難所までの通路の確保
- ・ 周辺危険箇所の確認・建物の沈下・傾斜
- ・ 柱の状況（ひび割れ等）・窓ガラスの破損状況

開 錠

避難所派遣職員が開錠

避難所施設内の安全点検の実施

避難所派遣職員は避難所施設内の安全点検の実施

- ・ 天井、壁、窓、ドアの破損、ガス漏れの確認
- 避難所としての安全性が確保できない場合は、教室等の利用検討
- ・ 水道、照明などの確認
- 停電等の場合は防災倉庫内の懐中電灯、ろうそくなどの活用

危険箇所がある場合は、別の避難所へ

避難者の受入れ準備

ライフラインの状況を確認。また、ラジオなど、避難所必要物品の準備
避難者と連携して、避難所の落下物、散乱物等を除去し、避難スペースを確保 など

2-3 建物の安全点検

建物被災状況チェックシート（地震時）

建物自体や周辺状況に係る安全性のチェック	チェック 1 建物周囲, 全体		ない	ある
	①	周辺の建物、擁壁、塀及び地盤等に危険はありませんか？（周辺の建物が倒れてきそう。地盤が沈下しそう。地割れがある。など）		
	②	建物の形が大きく変わっていませんか？（建物の一部が崩れている。階がつぶれている。など）		
	③	建物が傾いたり、建物が沈んでいませんか？		
	チェック 2 基礎, 構造体		ない	ある
	①	【鉄骨造】鉄骨の骨組みが壊れていたり、大きな変形はありませんか？（柱の一番下、柱と梁の接合部など）		
	②	【鉄筋コンクリート造】柱、梁が壊れていたり、大きなひび割れ（概ね幅2mm以上）がありますか？		
	③	【木造】壁に大きなひび割れや、亀裂などはありませんか？		
	④	【共通】建物の基礎の一部が崩れていたり、基礎に大きなひび割れがありますか？		
	⑤	【共通】基礎と基礎の上の建物にずれがありますか？		

※全ての項目が、「ない」であることを確認してください。

避難所として使用するうえでの安全性のチェック	チェック1 避難ルート		ない	ある	
	①	避難所利用者の避難ルートを複数確保するうえで、危険と判断される部分がありますか？（避難ルートの出入口が開閉できない。避難ルートの床にガラスの破片が散乱している。など）			
	チェック2 落下・転倒・飛散		ない	ある	
	①	以下の部位が、地震により落下・転倒していませんか？または、大きな余震等により落下・転倒する危険がありますか？		-	-
		ア) 屋根の材料（瓦など）			
		イ) 窓枠、窓ガラス			
		ウ) 壁（外壁の一部や室内の壁、ブロック塀など）			
		エ) 看板や機械類（屋外機など）			
		オ) 天井、照明器具			
		カ) 屋外階段			
キ) 屋外、屋上等に設置してある倉庫など					
ク) その他設置物（棚、スクリーンなど）					
()					
()					

※使用する部分について、全ての項目が「ない」であることを確認してください。

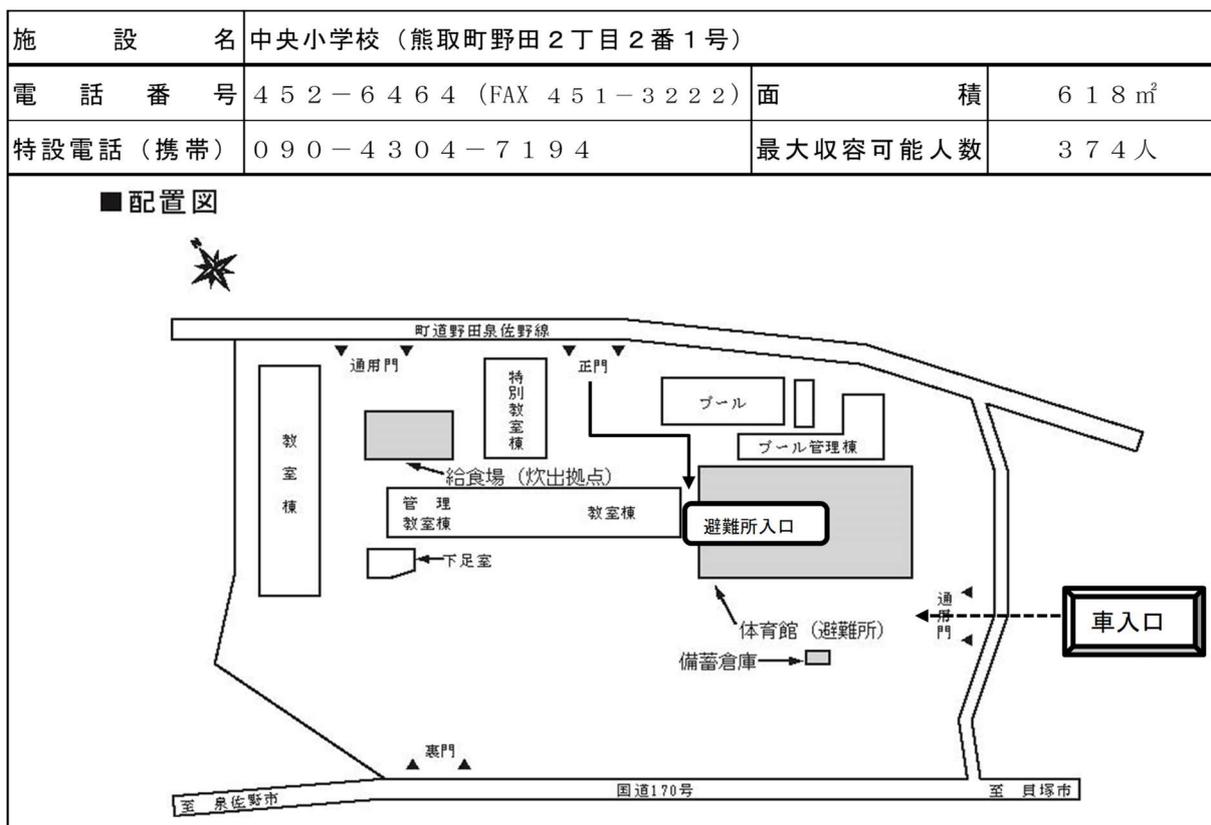
その他	チェック1 その他		ない	ある
	①	その他、危険と判断される状況はありますか？:() ()		

※全ての項目が、「ない」であることを確認してください。

2-4 施設のレイアウトづくり

避難所を運営するために、避難者を受入れる前に、避難所レイアウトづくりを行います。避難所レイアウトは、あらかじめ平常時に町・施設管理者・地域住民の三者で協議を行い、災害発生時間・被害状況・避難状況を想定し、それに見合ったものとするとともに、要配慮者への配慮や、男女のニーズの違いも考慮することが大切です。また、必要に応じて三者協議を開催し、適宜レイアウトの見直しを行います。

■避難所施設の配置図例（屋外レイアウト）

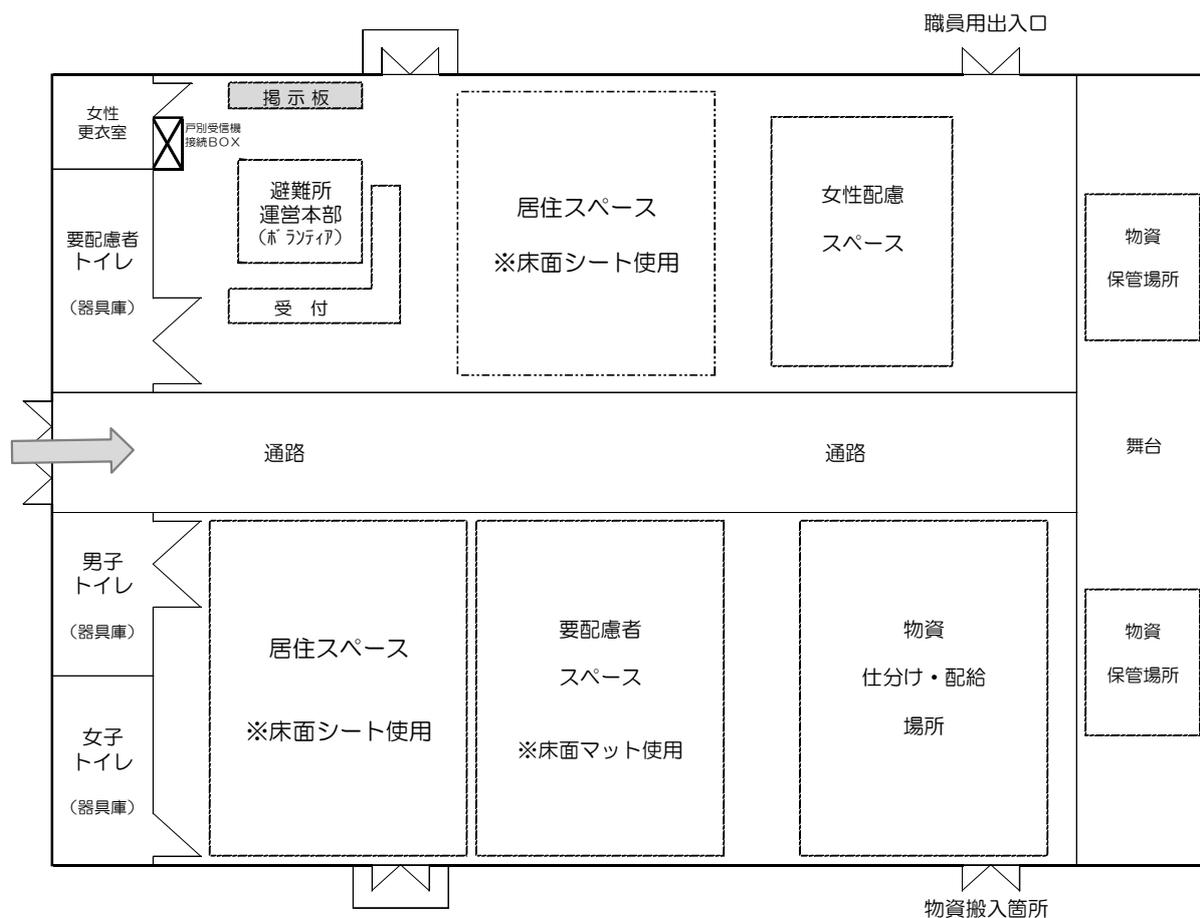


●屋外での配慮事項

事前に避難所ごとに施設管理者等と話し合っ、どこに設置するかを決めておきましょう。

- ・女性用の洗濯物干場の確保
- ・ごみ集積場の設置
- ・仮設トイレ等の設置（目隠し等の配慮必要）
- ・給水所の設置（衛生上の観点から、ごみ集積場や仮設トイレ等から離れたところに設置しましょう）
- ・ペット飼育場所の確保
- ・応急救護所の設置（必要に応じて）

■ 避難所施設の配置図例（屋内レイアウト）



● 屋内での配慮事項

- ・ 出入口は原則 1 つ（防犯上の観点から）
- ・ 出入口等にスロープ配置
- ・ 居住スペースはできる限り地域ごとで設定
- ・ 他地域の方の受入など、地域外の方のスペース確保
- ・ 女性専用の化粧スペースの確保
※授乳場所を兼ねた女性更衣室については、個室を確保
- ・ 盲導犬への配慮
- ・ 1人当たりの居住スペースの確保（長期化する場合は $3\text{m}^2/\text{人以上}$ の確保が目標）
- ・ 要配慮者スペースの通路幅の確保（車いすが通れるように 1.2m の通路幅の確保が目標）

○ 医療救護所の設置について

避難所では、次の場合に医療救護所を設置し、医療サービスを提供することになります。救護所設置の場合は、救護テントの設置や医療活動ができる場所を設ける必要があります。

<設置基準>

- ・ 町内の医療機関が被災し、その機能が喪失又は低下したため、町内医療機関では対応しきれない場合
- ・ 被災現場での患者が多数で、町内の医療機関のみでは対応しきれない場合
- ・ 避難所に傷病者が多く、避難所内に救護所の設置が必要な場合

避難所におけるペットの飼育・健康管理について

避難をする際には、飼い主はペットと一緒に避難する同行避難が原則となっています。しかし、避難所では、様々な人が集まり共同生活をするため、動物との暮らしが苦手な方やアレルギーの方がいることを認識しなければなりません。これまでの災害では、ペットがいることによってつらい避難生活の中での心の安らぎや支えとなったという声がある一方、咬傷事故や鳴き声への苦情、体毛や糞尿処理など衛生面でトラブルになることもあります。

避難所では、ペットの飼育管理は飼い主の責任で行うこととし、衛生的な管理を行うとともに、飼い主同士等で周りの人に配慮したルールを作ることも必要です。

また、ペットは、ストレスから体調を崩したり、病気が発生しやすくなるため、飼い主はペットの体調に気を配り、不安を取り除くよう努める必要があります。

上記のことも踏まえ、あらかじめ地域で、平常時の対策（しつけ、各種ワクチン接種、不妊・去勢手術、マイクロチップ装着、ペットの避難用品や備蓄品の確保等）や、避難所におけるペットの取扱い（飼育場所等）を話し合っておくことが大切です。

■避難所でのペットの飼育事例（東日本大震災）



ペット専用係留所で飼育されている様子（岩手県）



屋内で飼育している様子（岩手県南地域）



人とペットの同居テント（仙台市）



ペットとの車中泊（仙台市）

出典：環境省「災害時におけるペットの災害対策ガイドライン」（平成 25 年 6 月）

熊取町まちぐるみ支援制度について

■熊取町まちぐるみ支援制度とは？

集中豪雨や地震などの災害が起こったとき、要介護者や障がい者などの「避難行動要支援者（＝要支援者）」は、自力避難が困難となります。そこで、要支援者として地域に誰がいるかを把握し、要支援者を誰が避難所に誘導するかなどについて、あらかじめ地域住民で決めておいていただく『まちぐるみの助け合い（共助）』の制度です。

■対象者

在宅で生活している要介護者など次の(1)～(7)のいずれかに該当する方の中で、災害が起こった時、自力や家族の支援では避難が困難となる方です。町役場が関係機関から対象者の情報を収集して名簿にします。

- (1)介護保険の要介護認定者（要介護3以上）
- (2)身体障がい者（1・2級）
- (3)知的障がい者（A）
- (4)精神障がい者（1・2級）
- (5)町の生活支援を受けている難病患者
- (6)自治会が支援の必要を認めた方
- (7)その他避難に不安を抱く方で町長が必要と認めた方

※施設入所者は対象外となります。



①避難行動要支援者名簿の作成

町の関係各課で把握している情報を集約して作成します。名簿には、氏名、生年月日、性別、住所、避難支援等を必要とする事由などが掲載されます。

②名簿の提供に関する意思確認

名簿情報を平常時から外部提供することについて、町から意思確認を行います。

③同意書の提出

同意書に「同意」又は「不同意」の意思を示して、町まで提出をお願いします。

④同意者名簿の提供

同意のあった避難行動要支援者の名簿を、避難支援等関係者に提供します。

⑤個別計画の策定

避難支援等関係者が中心となって町から提供された名簿情報に基づいて個人ごとの避難支援の計画（個別計画）を策定します。

⑥防災訓練や見守り活動の実施

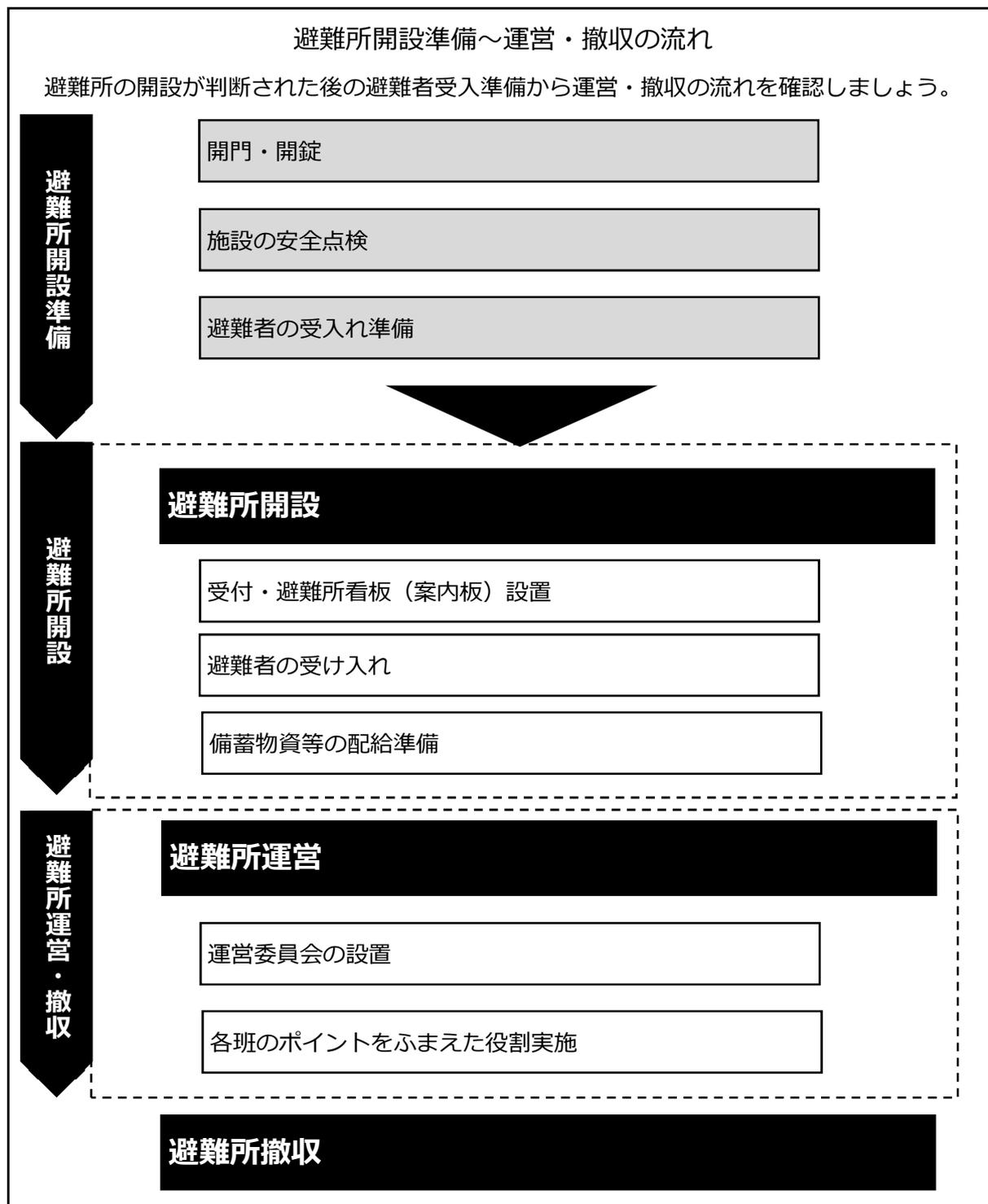
名簿情報を活用して避難行動要支援者への声かけや見守り活動を行い、地域の中でのつながりを育みます。

⑦災害時の避難支援等の実施

災害が起こった場合は、個別計画に基づき避難行動要支援者の避難支援や安否確認を行います。

第3章 避難所生活編

本章は、「第2章避難行動編」に続き、長期的な避難所生活が必要となる場合（被害が大きい浸水害や土砂災害、大規模地震の場合など）の避難所の運営方法について、ポイントをまとめていきます。



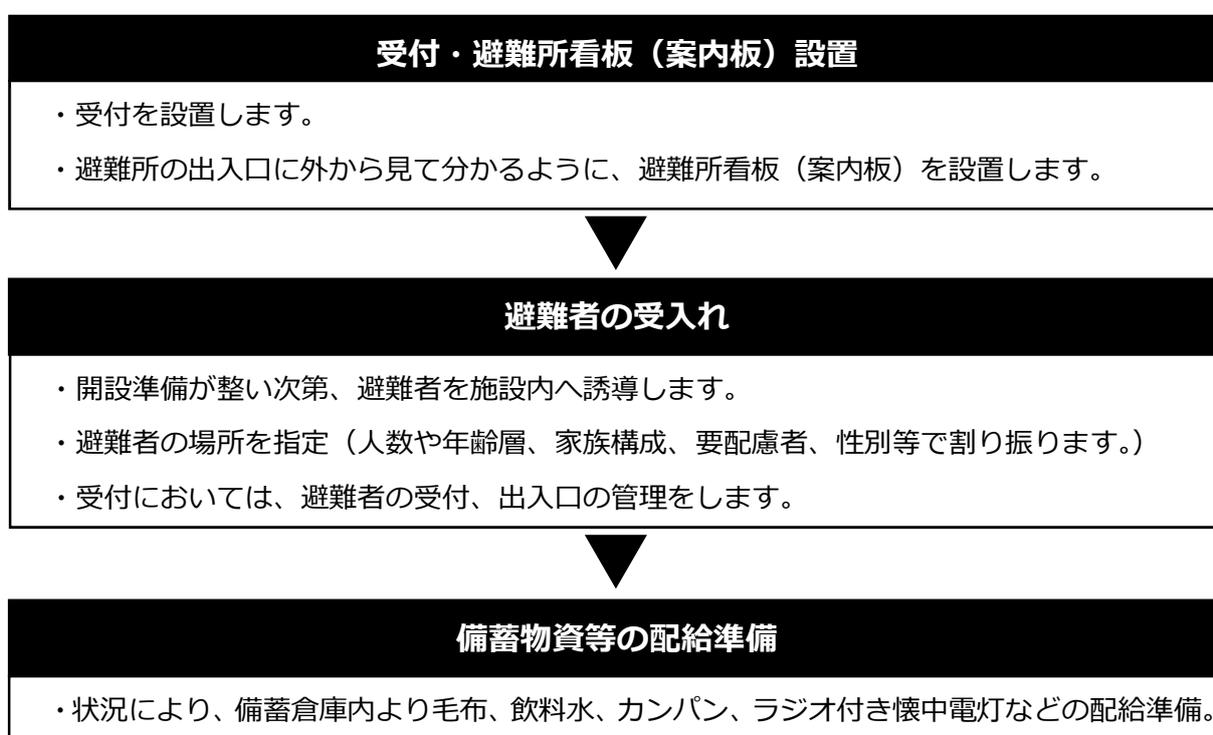
3-1 避難所開設のポイント

避難所の安全確認後、避難者を体育館に収容、誘導するとともに避難者数等の把握を行います。
避難所の出入口には、避難所看板（案内板）を設置し、体育館が避難所であることを表示、広報します。

避難収容の対象は以下のとおりです。

- 災害によって被害を受けた者
- 災害によって被害を受けるおそれがある者
- その他避難が必要と認められる者

■避難所開設フロー



■指定避難所以外の部分の開放について

指定避難所として体育館を開放しますが、気候や要配慮者等の被災状況により、学校内の利用可能教室の開放について、避難所派遣職員と調整します。

■児童・生徒の在校時における避難所の開設

児童生徒の在校時の場合には、児童生徒も避難者になることから、学校長等、学校関係者と協議のうえ、避難所を体育館内にとどめず、安全を確保したうえで、教室の利用について検討します。原則、児童生徒の安全確保、避難誘導については、学校関係者において対応し、一般避難者については、避難所派遣職員が行うこととします。

3-2 避難所運営のポイント

避難者への情報提供に努めよう

避難所においては、避難者の情報ニーズが高まります。さらに、複数の掲示板を避難所内に設置して、避難者に情報が伝わるようにしましょう。

避難者の運営ルールを確立しよう

避難所では、様々な立場の人たちが共同生活を送ることになります。このため、共同生活を送る上で必要となるルールを話し合い、決定しましょう。また、決定したルールは、避難者全員に周知しましょう。運営ルールは平時から地域・町・施設管理者で協議しておくことも大切です。

■運営ルール例（はじめは最低限のルールを決め、順次見直していくようにしましょう）

項目	運営ルール例
衛生管理	手洗い・うがいの徹底、残飯やごみは分別して所定の場所に廃棄、配食や配給は食べられる分だけもらうように、残り物は捨てる など
避難所施設	「立ち入り禁止場所に入らない、避難所内は火気厳禁、禁酒・禁煙、貴重品は自己管理、トイレは決められた場所を利用、夜間は単独行動をしない、携帯電話は指定場所で使用、ペットは指定の場所に など
生活時間	起床、消灯、朝礼・健康体操、食料の配給、点呼 などの時刻
運営	清掃・トイレ清掃当番表、配食当番、物資の配布方法 など
その他	ペットの管理について、トイレの使用方法について など

要配慮者への配慮を欠かさないようにしよう

避難所において配慮が必要な方（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病の方等）の体調が悪くならないように、スペースの確保や避難者全員で見守る体制を作りましょう。

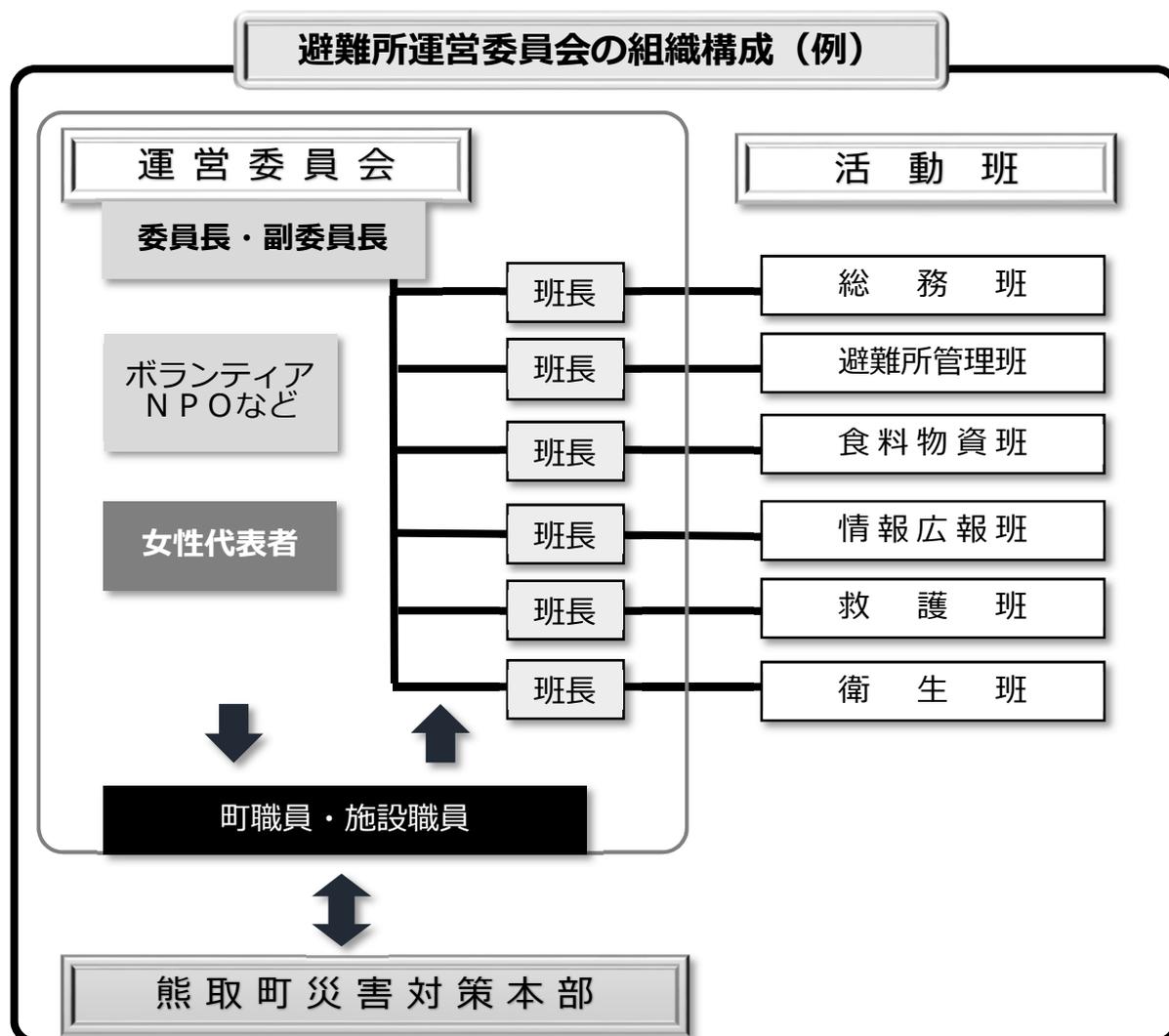
また、外国人への配慮を含め、要配慮者の状態・ニーズについて情報共有を図り、体調管理を継続的に行いましょう。さらに、どのような困難に直面しているかは、本人や家族などから聞き取るなど当事者の方と話し合う機会を設けましょう。

女性や子どもの視点から避難所を考えよう

女性や子どもは特別なニーズを持った存在です。例えば、生理用品や更衣室スペース、授乳室の必要性等について配慮する必要があります。また、女性自身の視点から、避難所運営を実施するために、避難所運営委員会への女性の参画も促しましょう。

避難所運営委員会の設置

避難者の数が増加し、避難生活が長期化していくと見込まれるときは、自治会や自主防災組織等が主体となって避難所運営委員会を設置し、避難所の運営方針や生活ルール、活動状況、課題などについて協議することにより、自主的で円滑な運営を進めましょう。



- ①避難所運営委員会は、地域が中心となり、委員長、副委員長、各活動班長、派遣職員、施設管理者（学校関係）等で構成します。
- ②運営委員会や各活動班の活動は原則として、自治会や自主防災組織等が主体となっており、避難者自身が避難所運営に貢献できる体制を整えます。
- ③運営委員会は定期的に運営会議を開催し、情報共有に努めます。何もなくても、1日1回は開催します。
- ④ボランティアやNPOなどは避難所運営の協力者として携わります。
- ⑤避難所の運営方針や生活ルールを決めます。
- ⑥避難所の状況や各活動班の活動状況の情報共有を行います。
- ⑦町災害対策本部との情報共有

※全ての班の立ち上げが困難な場合、「総務班」、「避難所管理班」、「食料物資班」を優先します。

運営にあたっての班体制

運営にあたっては、下記の班体制を組み、各種活動を分担して実施します。

自治会や自主防災組織等が中心となり、避難者とともに組織します。

班名	担う管理	役割
総務班	総務・ボランティア	◇町災害対策本部との連絡調整 ◇避難所運営委員会の事務局業務 ◇各班との連絡調整 ◇ボランティアの調整
避難所管理班	空間・安全・人員	◇危険箇所への対応 ◇避難者の把握 ◇施設の管理や場所の確保、居住区の区割り ◇ペットについてのルール決めや防犯・防火対応
食料物資班	食料・物資	◇食料・物資を要請及び受入れ・管理・物資の配布 ◇炊き出しを実施
情報広報班	情報	◇情報の収集 ◇避難者への情報伝達 ◇避難者に関する問い合わせの対応
救護班	健康	◇感染症の予防 ◇避難者の健康状態を確認
衛生班	衛生	◇生活用水を確保 ◇ごみの管理 ◇トイレの管理

※全ての班の立ち上げが困難な場合、「総務班」、「避難所管理班」、「食料物資班」を優先します。

福祉避難所の設置

避難所派遣職員は、避難所において要配慮者が生活できなくなった場合は、その旨を災害対策本部に報告する。災害対策本部が二次的な避難が必要と認めた場合は、熊取町総合保健福祉センター（熊取ふれあいセンター）を福祉避難所として開設します。

福祉避難所への避難にあたっては、本人の意思を尊重したうえで迅速かつ円滑に行います。

避難所の統合・閉鎖

災害対策本部の指示により避難所を統廃合する場合は、町職員から避難者にその旨の伝達があり、統廃合先の避難所へ誘導されることとなります。

災害対策本部が避難所の閉鎖を決定した場合は、町職員から避難者にその旨の伝達があります。

3-3 避難所運営 ～各班の開設から撤収までのポイント～

	総務班		避難所管理班			食料物資班		情報広報班	救護班	衛生班	行政・関係機関	施設管理者等	
	総務	ボランティア	空間	安全	人員	食料	物資	情報	健康	衛生			
30分											職員参集	参集	
3時間	開錠												
	安全点検・レイアウトづくり・使用する場所や施設の表示												
24時間	●初期の役割分担（一時的対応）				●受付 ●誘導（要配慮者を優先的 ●当面の食料・物資の確保				●応急手当		●トイレの設置	被災状況の把握などの町全体での対応 避難所立ち上げ・避難所運営支援 各種手続きの受付等対応（り災申告、義援金など）	地域と連携して開設（災害状況に応じて対応） 運営に関わる会議等への適宜参加（災害状況に応じて対応）
	運営体制づくり「避難所運営委員会」												
48時間	●女性が参加できる仕組みづくり		●居住区の区割り	●危険箇所への対応	●避難者名簿作成、管理	●避難者のニーズ把握と食料の調達	●避難者のニーズ把握と物資の調達	●情報収集・整理	●感染症の予防	●生活用水を確保	ボランティアセンター 派遣調整 ボランティアの派遣	統廃合・閉鎖等にかかる調整	
	●各班との連絡調整		●ペットについてのルール決め	●防犯・防火対応	●入退所管理と安否確認の問い合わせ対応	●炊き出しの実施	●物資スペースの配置	●情報発信	●避難者の健康状態を確認	●清潔の保持（清拭・足浴励行、布団の定期的な天日干しなど）			
72時間		●ボランティアの調整			●訪問者等の入出管理、郵便物・宅配便等の取次ぎ	●避難者の食料の受入れ	●避難者の物資の受入れ	●避難者への情報伝達	●病人・けが人・要配慮者の移送	●ごみの管理			
1週間	●町災害対策本部との連絡・調整				●避難所内の人員管理	●食料の管理・配布	●物資の管理・配布	●避難者への情報伝達	●備蓄医薬品の把握・管理	●トイレの管理			
3週間	●在宅被災者への対応・調整	●ボランティアの受入れ				●在宅被災者への食料配布	●在宅被災者への物資配給	●取材への対応	●こころのケア対策等の実施	●衛生備品の管理（マスク、うがい薬、のど飴など）			
	●運営体制の見直し、統合・閉鎖への調整							●在宅被災者等への情報提供					
撤収													

(1) 総務班のポイント

時期 (目安)	項目	内容
24 時間	避難所運営委員会の事務局	適宜、避難所運営委員会を開催し、円滑な避難所の運営を図ります。
	女性が参加できる仕組みづくり	女性の視点を踏まえた運営ができるよう、運営会議への女性の参加等、女性が参加できる仕組みづくりを行います。
48 時間	各班との連絡調整	各班との連絡調整に関する窓口となり、連絡調整事項の把握、整理を行います。
72 時間	町災害対策本部との連絡・調整	町災害対策本部との連絡調整に関する窓口となり、連絡調整事項の把握、整理を行います。 連絡調整事項については、避難所運営会議での協議を前提としますが、急を要する場合は、会議での協議を経ずに各活動班の班長と協議し、運営委員会で事後報告する等の臨機応変な対応を行います。
	苦情相談窓口の設置	避難所内において、避難者の苦情等を円滑に処理するため、苦情相談窓口を設置します。
1 週間	ボランティアの調整	ボランティアに対してどのような協力を求めるかについて、避難所運営会議で検討します。また、避難者の自立を阻害しない範囲で避難者の要望を積極的に把握し、ボランティアセンターに情報発信します。
	在宅被災者への対応・調整	避難所は、自宅や車中等で生活する人々も含めた支援拠点、情報拠点でもあります。在宅被災者等の支援のため、自治会等との協議の場を設置します。
3 週間	ボランティアの受入れ	避難所の運営を円滑に進めるため、自治会や自主防災組織等の協力を得ながら、リーダーとなる人を見つけ出し避難所運営委員会への協力を依頼します。 また、一般のボランティアの協力については、災害対策本部、ボランティアセンターと調整のうえ受け入れ体制を整えます。
	運営体制の見直し、統合・閉鎖への調整	避難者数の減少や学校再開に伴い、運営体制の見直しを図ります。また、統合・閉鎖に向けて、避難者、町災害対策本部、施設管理者と調整を図ります。
撤収		

女性の視点を取り入れた避難所の運営

男女のニーズの違い等に配慮した避難所の運営を行う必要があるため、マニュアル作成や避難所開設訓練など、事前対策の段階から女性の参加を推進することが必要です。

<留意事項>

- ・女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営に努めましょう。
- ・特定の業務が女性に偏りがちにならないよう避難所での作業を、全員で共同する等の配慮をしましょう。
- ・女性が日頃から培ってきた地域の人的ネットワークやご近所づきあいなどの、地域コミュニティを活用した被災者の安否確認や避難所での声かけをしていただけるよう、協力を依頼しましょう。
- ・避難所運営委員会の委員は、男女が共に参加しましょう。
- ・仮設トイレは、男性に比べて女性の方が混みやすいことから、女性用トイレの数を多めに設置しましょう。（女性用対男性用の割合は3：1が理想的です。）

ボランティアとの連携

災害時、避難所へは、多数のボランティアが駆けつけることが予想されます。頼りすぎにならないように注意しながらボランティアに協力を求め、避難所を効率よく運営しましょう。

<留意事項>

- ・避難所にボランティアの受入れ窓口を設置しましょう。
- ・避難所運営の中で、人材を必要とする部分については、町災害対策本部等にボランティアの派遣を要請し、ボランティアセンターと調整しましょう。
- ・男女のニーズの違いに対応するため、要請・調整の際はボランティアの男女構成に偏りが生じないように留意しましょう。
- ・避難所においては、物資の運搬要員、炊き出し要員、避難者の話し相手となってくれる者等様々なボランティアが必要となりますが、東日本大震災では、ボランティアニーズの把握・発信が難しく、ボランティアの派遣が充実している避難所と全くニーズが把握できない避難所があったことから、避難者の自立を阻害しない範囲で避難者の要望を積極的に把握し、災害対策本部、ボランティアセンターに情報発信する必要があります。

(2) 避難所管理班のポイント

時期 (目安)	項目	内容
24 時間	危険箇所への対応	余震などによる二次災害を防ぐため、施設の危険箇所の確認を行います。危険箇所が確認できた場合は、避難所派遣職員に報告・協議のうえ、立ち入りを禁止し、修繕が必要な場合は早急に行います。
	防犯・防火対応	災害発生後には、被災地の治安が悪化することも十分に考えられます。また、集団生活においては、火災の危険性も増大します。そのため、防犯・防火の留意点を避難所内外へ呼びかけるほか、防火・防犯のために、夜間の巡回を行います。
	避難者名簿の作成、管理	安否確認に対応したり、物資や食料を全員へ効率的に安定して供給するために不可欠なものである「避難者名簿」をできるだけ迅速かつ正確に作成し、避難者の状況を把握します。
	ペットについてのルール決め	災害が起こると、人間と同様にペットも生活の場を失います。さまざまな人が生活する避難所で人間とペットが共存していくため、総務班と連携して一定のルールを設け、トラブルを防ぎます。
48 時間	入退所管理と安否確認の問い合わせ対応	記入してもらった「避難者名簿」に基づき、避難者の入退所の管理を行うとともに、外部からの安否確認の問い合わせに対応します。その際、問い合わせ者の氏名・関係・連絡先等を聞いておき、必ず本人の同意を得たうえでこちらから連絡するなど、最大限プライバシーに配慮します。
	訪問者等の入出管理・郵便物・宅配便等の取次ぎ	トラブル防止や防犯の観点から、訪問者（避難者への面会など）及びマスコミ等外部者の入出を管理します。また、避難者宛ての郵便物を、迅速かつ確実に受取人に手渡すためのシステム作りを行います。
72 時間		
1 週間	避難所内の人員管理	避難所運営委員会の各班の活動が円滑に進むよう、各班員の確保やボランティアの人員配置等を行います。

避難者名簿の作成

避難者の人数を正確に把握し、避難所運営を円滑に行うため、避難者名簿を作成します。

避難者名簿の作成にあたっては、地域の住民情報や要配慮者の個人情報を持っている自治会や自主防災組織等の協力を得ながら作成するとともに、避難所運営への協力を依頼します。

避難者名簿は原則、避難者自身に記入してもらうこととし、避難者の心情、プライバシー等に十分配慮しましょう。また、避難者が退所する場合もその旨を記入してもらいましょう。

安否確認等問合せへの対応

災害発生直後は、安否を確認する問合せが殺到します。また、避難所には様々な人々が入り出ることが予想されます。

安否確認には作成した避難者名簿に基づいて慎重かつ迅速に対応し、来訪者（部外者）には、避難者のプライバシーと安全を守るため、受付を一本化し、訪問者管理簿を用いて管理するとともに、避難所内にむやみに立ち入ることを規制することが必要です。

ペットについてルールを決めよう

避難所においては、ペットに関するトラブルが生じないように、一定のルールを定めて、衛生管理や動物アレルギーの方など他の避難者への影響に配慮する必要があります。

●ルール例

- ・ペット飼育者に届出を促し、飼育者名簿を作成します。
- ・原則として、避難所の居室部分へのペット持ち込みは禁止とします。
- ・敷地内の屋外にスペースを設け、その場で飼育します。ペットの飼育、飼育場所の清掃は、飼い主が全責任を負って行います。



「備えよう！いつもいっしょにいたいから」環境省作成の避難所等で気を付けることなどをまとめた飼い主用パンフレットが参考になります。

(3) 食料物資班のポイント

時期 (目安)	項目	内容
24 時間	食料・物資の調達	<p>指定避難所の備蓄物資に不足が生じる場合は、町災害対策本部へ避難人数や必要な食料・物資を速やかに報告します。</p> <p>人工透析や糖尿病患者の場合は食事や医薬品の制限等があることや、高齢者の場合はやわらかい物が必要であること、また、食物アレルギーや文化・宗教上の理由により制限等があることについて配慮します。</p> <p>状況が落ち着いてきたら、避難者の食料・物資に対する要望をまとめ、それらの支給を町対策本部に働きかけます。その際、食料・物資の要請は、可能な範囲で将来的な予測を立てて行います。</p>
	炊き出しの実施	<p>調理施設等が衛生的に利用でき、かつ防火対策が講じられる場合は、避難者全員で協力して炊き出しを行い、平常時と同様の食生活ができるよう努めます。</p>
48 時間	食料・物資の受入れ	<p>災害対策本部などから届く食料・物資の受入れには、大量の人員を必要とします。当番制によりできるだけ多くの人員を集め、効率よく避難所内に物資を搬入します。</p>
72 時間	食料・物資の管理・配布	<p>避難所内にある食料・物資の種類とその在庫数を把握することは、避難所の運営において必須の仕事です。避難者のニーズに迅速に対応するため、在庫や状態を把握するとともに、状況を見ながら不足しそうな食料・物資の情報を速やかに災害対策本部に伝えることにより、効率的な食料・物資の確保を図り、避難者に配布します。</p> <p>食料等は衛生害虫や鳥獣により汚染されることが無いよう、また、適切な温度管理を行い、食中毒の発生を防止します。</p>
1 週間	在宅被災者等への食料・物資支給	<p>避難所に訪れた在宅被災者や車中泊避難者に対しても食料・物資が行きわたるように、配給方法を掲示して配給します。</p>

食料・物資の調達、配布で配慮すること

避難所から食料・物資を要請する際には、女性、子育て世代、介護をしている人、障がい者や持病を持つ当事者などの意見を取り入れるよう工夫しましょう。

避難者に食料・物資を配布する際は、あらかじめ配布のルールを決めておき、可能な限り全員が納得するよう配慮して行いましょう。

また、在宅避難者等、避難所外の避難者にも食料・物資が行きわたるよう配慮しましょう。寝たきりの家族を抱えている等の理由により避難所に避難することができず、在宅避難生活を余儀なくされるケースも少なくありません。避難所は、在宅避難者支援の拠点としての役割も求められます。

避難所での食中毒予防

大規模災害が発生した場合には、水道水、電気及びガス等のライフラインが破壊されることが想定されます。その場合、食品の加熱や器具類の洗浄が不十分になる、食品の低温管理が難しくなる等、食中毒が発生しやすい状況になるため注意しましょう。

■食中毒予防の3原則

①細菌をつけない

清潔な水が使えない場合は、ウェットティッシュやアルコールスプレーなどを活用して手を清潔にしましょう。また、皿の上にラップ等を敷き、食器が汚れないように工夫しましょう。

②細菌を増やさない

特に夏場は、常温で食品を放置することで食中毒細菌が一気に増殖します。冷凍冷蔵庫が使えないときは、冷凍品及び冷蔵品は取り扱わず、炊き出し等の調理品はなるべく早く提供・喫食するようにしましょう。また、残ったものは思い切って捨てましょう。

③細菌をやっつける

ほとんどの食中毒細菌は加熱することで死滅させることができます。炊き出し等の調理品は直前加熱したものを提供するようにしましょう。

■食品取り扱い時の手洗い

手洗いは、食中毒予防の基本となります。次のようなタイミングでは必ず手を洗うようにしましょう。

- ・トイレやおむつの交換の後
- ・調理前
- ・食肉・魚介類・卵を取り扱った後
- ・食事の前
- ・救助・復興作業の後

(4) 情報広報班のポイント

時期 (目安)	項目	内容
24 時間	迅速な情報収集・整理	地域の被災状況や生活状況に関連する情報、熊取町災害対策本部からの連絡事項など外部の情報を収集します。情報は、テレビ・ラジオ、新聞、インターネットなどのあらゆるメディアから収集するとともに、熊取町災害対策本部や他の避難所とも情報交換をして収集します。収集した情報は分かりやすく整理します。
	正確かつ迅速な情報発信	適切な支援を受けるために避難所の状況を正確かつ迅速に外部に伝達します。 情報発信の際は窓口を一本化し、避難所から発信した情報の整理を行います。また、避難所を地域の情報拠点とし、地域への情報発信にあたります。
48 時間	避難者への情報伝達	要配慮者にも情報が伝わるように、多様な手段を使って情報提供します。情報提供は、原則として文字情報（貼り紙など）によるものとしますが、例えば、日本語の理解が十分でない外国人に対しては多言語やイラストの併記、視覚障がい者に対しては拡声器等を使用し大きな声で繰り返し伝えるなど、確実に伝達できるよう工夫します。
	避難者に関する問合せの対応	避難者に関する問合せがあった場合、避難者の個人情報が含まれる情報については、本人の確認を求めるなど避難所管理班と連携して、プライバシーに配慮して提供します。また、避難者の状況を SNS 等で情報発信する場合も、被災者のプライバシーに配慮した発信を行います。
72 時間	取材への対応	各種マスコミの取材に対応する際は、避難者の寝起きする居住空間での取材は原則として禁止します。また、記者（社員）証を確認し、避難所の見学には必ず班員が立ち会います。
1 週間	在宅被災者等への情報提供	在宅被災者や車中泊避難者にも情報が行きわたるように、避難所において外部向けの情報提供コーナー等を設置し、情報を届ける仕組みを作ります。

時期に応じた情報提供をしましょう

大規模災害時には、避難所における情報の収集・連絡の手段が限定されるほか、要員が少ないことから、特に災害発生直後は、必要最小限の情報に限定して、収集・集約・伝達を行う事が必要です。その後は、時間経過に伴って、避難者が必要とする情報が変化するため、タイムリーな情報の収集・伝達を行うことが大切になります。

避難者への情報提供は、主に次の事項を、掲示板、広報紙、アナウンス等により伝え、避難者全員に同じ情報が行き渡るようにします。

- ①避難所に関する運営情報
- ②水、食料、日用品等支給に関する情報
- ③被害状況や安否情報
- ④災害対策本部からの指示による災害対策及び支援情報 など

要配慮者等への情報提供において配慮すること

要配慮者への情報提供においては、救護班と連携して実施します。

要配慮者には情報が伝達されにくいことから、避難者の状況に応じ、例えば、次の方法で状況提供を行うなど伝達の方法を工夫します。

区分	情報提供の方法
視覚障がい者	声かけ、点字、音声等
聴覚障がい者	掲示板、ファクシミリ、手話通訳や要約筆談など
盲ろう者	指点字、手書き文字など
外国人	図やイラスト

- 視覚障がい者、聴覚障がい者、盲ろう者は、仮設住宅、就労支援等の自立に向けた支援等の情報の取得が難しい面もあるため、障がい者の支援活動を行っている団体等を通じて、障がい者が情報を得られる環境・場の設定や体制づくりを検討します。
- 外国人については、日本語の分からない人や、被災地の地理や事情に不慣れな人もおり、必要な情報を得ることが困難と考えられることから、ボランティア等の協力も得ながら、必要に応じて、可能な限り多様な言語やひらがな・カタカナ等の分かりやすい言葉による情報提供、絵や写真の提示など、多様な手段により情報を提供するよう配慮します。

(5) 救護班のポイント

時期 (目安)	項目	内容
24 時間	感染症の予防	避難所は、心身のダメージを受けた被災者が、長期間にわたり同一施設内での共同生活を余儀なくされることから、個人のみならず集団としての健康レベルの低下を招きやすい状況にあります。感染症がまん延するおそれがあるため、手洗い等による手指消毒の励行や、防虫対策、マスクの着用を推進します。
	避難者の健康状態を確認	プライバシーに配慮しながら、避難所内の病人・けが人・要配慮者について把握するとともに、個別の要望を収集し、適宜各活動班に対応を依頼します。 避難所内に医師や看護師、介護士等の有資格者がいる場合は、協力を依頼し、緊急の医療救護体制を作ります。
48 時間	病人・けが人・要配慮者の移送	あらかじめ近隣の救護所、医療機関、福祉施設の開設状況について把握したうえで、病人・けが人については医療機関への収容、要配慮者については、本人の意向を確認のうえ実情にあわせて設備のある避難所や福祉施設等へ移送します。
72 時間	備蓄医薬品の把握・管理	食料・物資班と連携して、備蓄医薬品の種類と数量を把握し、管理します。
	こころのケア対策等の実施	避難者（特に子ども、高齢者・障がいのある方などの要配慮者）は、それぞれ個別の事情、悩みを抱えていることから、ひとりずつ親身になって相談に対応し、心のケア対策等も行いながら、自立を支援していきます。

手洗い・うがい・咳エチケットで感染症予防

避難所では衛生状態を保つことが大切です。飛沫感染や空気感染による感染拡大のおそれがあるため、感染症に「自分がかからない」ように手洗い・うがいを、かかっても「他人にうつさない」ために咳エチケット（マスク着用やティッシュで口と鼻を覆うなど、咳やくしゃみが出たときに周りの人へ病気をうつさないためのマナー）を励行しましょう。

避難所内のトイレの感染症予防

■居住区域は、土足厳禁を徹底しよう

トイレで汚染された履物を介して感染が広がるおそれがあります。

■手洗い場とトイレはなるべく近くに設置しよう

トイレから手洗い場までの距離が離れていると、手洗いが徹底されないことがあります。

■流水を使って手洗いをしよう

流水で手洗できない場合は、アルコールを含んだ手指消毒薬を使用しましょう。やむを得ずバケツなどにくみ置きした水を使う場合は、直接バケツの中の水で手を洗わないように注意しましょう。

こころのケアについて

大災害の経験はこころに大きな苦痛を与えるものです。こうした被災者に対しては、以下の考え方を心がけてこころのケアを図りましょう。

■被災した方が安心感を得られるようにしよう

こころのケアを前面に押し出すのではなく、衣食住や当面の生活支援、具体的な問題解決につながる情報提供、疑問に対する問合せ先の情報の提供等、「現実的でかつ確かである」支援を行うようにしましょう。

■被災者の立場に立った支援をしましょう

被災者たちは、自分たちが災害のせいでおかしくなったというレッテルを貼られるのではないかと思い、しばしば支援の申し出を拒むことがあります。こうした場合を想定し、生活相談や健康相談という形でアプローチすることも必要です。

■被災者に共感しながら支援を提供しましょう。

視線を下げ、目を見て普段よりゆっくり話しましょう。また、「眠れない」、「イライラする」、「不安が強い」等の反応は、大規模災害に被災した方には普通の反応であることを伝えて安心してもらいましょう。時には感情をぶつけられることもありますが、感情的にならず冷静に受け止めましょう。散歩や体操などの適度な運動を勧めることも効果があります。

(6) 衛生班のポイント

時期 (目安)	項目	内容
24 時間	生活水の確保	災害時に生活水を確保することは、非常に重要です。生活水の確保は、労力を必要とする仕事なので、衛生班を中心に避難者全員で協力して行います。
	清潔の保持	<p>避難者の清潔を保つために温かいおしぼり等で体を拭いたり、足や手など部分的な入浴を導入し、励行します。仮設風呂・シャワーが設置されたら、避難者が平等にかつ快適に入浴の機会を得られるよう調整するとともに、当番を決めて清掃を行います。その際は、性的犯罪等の発生を防止する対策を実施します。</p> <p>梅雨の季節には、ダニやカビが発生しやすくなるため、晴れた日には天日干しや通風乾燥を行うよう避難者に呼びかけます。</p> <p>共同部分の清掃は、避難者で当番制をつくり、交代で毎日1回清掃を実施します。</p>
48 時間	ごみの管理	避難所では多人数が生活するために、大量のごみが発生します。また、特に災害発生直後の混乱した状況下では、ゴミの収集も滞ることが予想されます。このため、避難所敷地内の屋外にごみ集積場を設置し、ごみの分別収集を徹底するとともに、ゴミ集積場を清潔に保ちます。ゴミの収集が滞る等、やむを得ない場合には焼却処分について町と検討を行います。
	トイレの管理	ライフラインが寸断され、水が自由に使用できない状況下では、トイレの確保は深刻な問題となります。避難者の人数に応じたトイレや要配慮者用トイレ（洋式・車いす対応等）を確保、設置するとともに、その衛生状態を保持します。
72 時間	衛生備品の管理	マスク、うがい薬、のど飴、ゴミ袋、ゴミ箱、消臭剤、防虫剤、トイレットペーパーなどの衛生備品の在庫状況を把握し、早めに食料・物資班へ補充を依頼します。
1 週間		

生活用水の確保について

飲料水の確保が済んだら、生活用水（飲料水以外に生活に必要な水）を確保しましょう。トイレの水、清掃用の水、体を拭くための水、洗濯用の水など、飲料水以外にも生活には水が必要です。生活用水は要請物資に頼るのではなく、地域で確保することを目指しましょう。

■用途別の水の使い方の例

（凡例 ○：適、×：不適、※量的に不向き）

	飲料水 調理用水	洗面・手洗 用水	風呂・洗濯 用水	トイレ用水
飲料用ボトル水	○		※	
給水車の水	○	○		※
ろ過水（水道水質基準に適合）	○	○		※
ろ過水（上記以外）	×	×	○	○
井戸水（注）	（×）	（×）	○	○
雨水・プール水・河川水・池水など	×	×	×	○

（注）日頃より水質検査等で水道水質基準に適合しているものを除く

出典：内閣府「避難所運営ガイドライン」（平成 28 年 4 月）

避難所で発生するごみの種類・発生原・管理方法

避難所で発生するごみは種類ごとに適切に管理しましょう。

種類	発生原	管理方法
腐敗性廃棄物（生ごみ）	残飯等	ハエ等の害虫の発生が懸念されるため、袋に入れて分別保管し、早急に処理を行いましょう。
段ボール	食料の梱包	分別して保管しましょう。新聞等も分別しましょう。
ビニール袋 プラスチック類	食料・水の容器包装等	袋に入れて分別保管しましょう。
し尿	携帯トイレ 仮設トイレ	携帯トイレを使用しましょう。ポリマーで固められた尿は衛生的な保管が可能ですが、感染や臭気の面でもできる限り密閉する管理を行いましょう。
感染性廃棄物（注射針、血の付着したガーゼ）	医療行為	保管のための専用容器の安全な設置及び管理が必要です。また、収集方法にかかる医療行為との調整（回収方法、処理方法等）が必要です。

出典：環境省「災害廃棄物対策指針【技 1-12】避難所における分別例」（平成 26 年 3 月）を加筆修正

第4章 参考資料編

4-1 参考資料集

(1) 熊取町デジタル防災無線 複信電話番号一覧表.....	41
(2) 防災行政無線戸別受信装置（富士通 CR-668 型）取扱説明書.....	42
(3) 防災行政無線外部接続箱（防災ハンドセット）連絡通話説明書.....	46
(3) 防災行政無線外部接続箱（防災ハンドセット）自局放送説明書.....	50
(5) 熊取町災害ボランティアセンターについて.....	54
(6) 要配慮者の特性ごとの対応.....	55
(7) 家庭における食料品備蓄について.....	63
(8) ローリングストックについて.....	64
(9) 災害用資機材・生活物資等の備蓄リスト.....	65
(10) AED 設置場所.....	67
(11) 緊急ダイヤル.....	68
(12) 災害用伝言ダイヤル（171）.....	68
(13) 災害用伝言サービス.....	68
(14) 災害時掲示板について.....	69

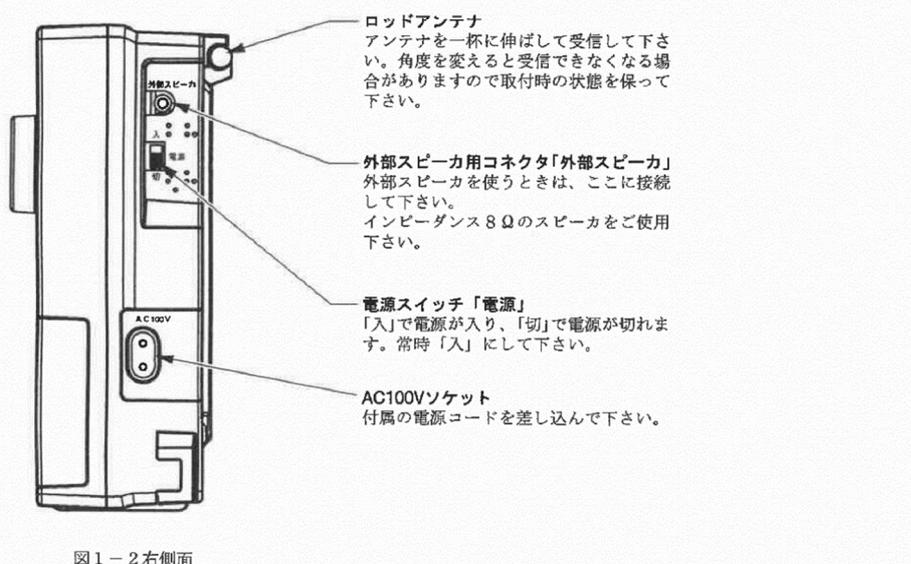
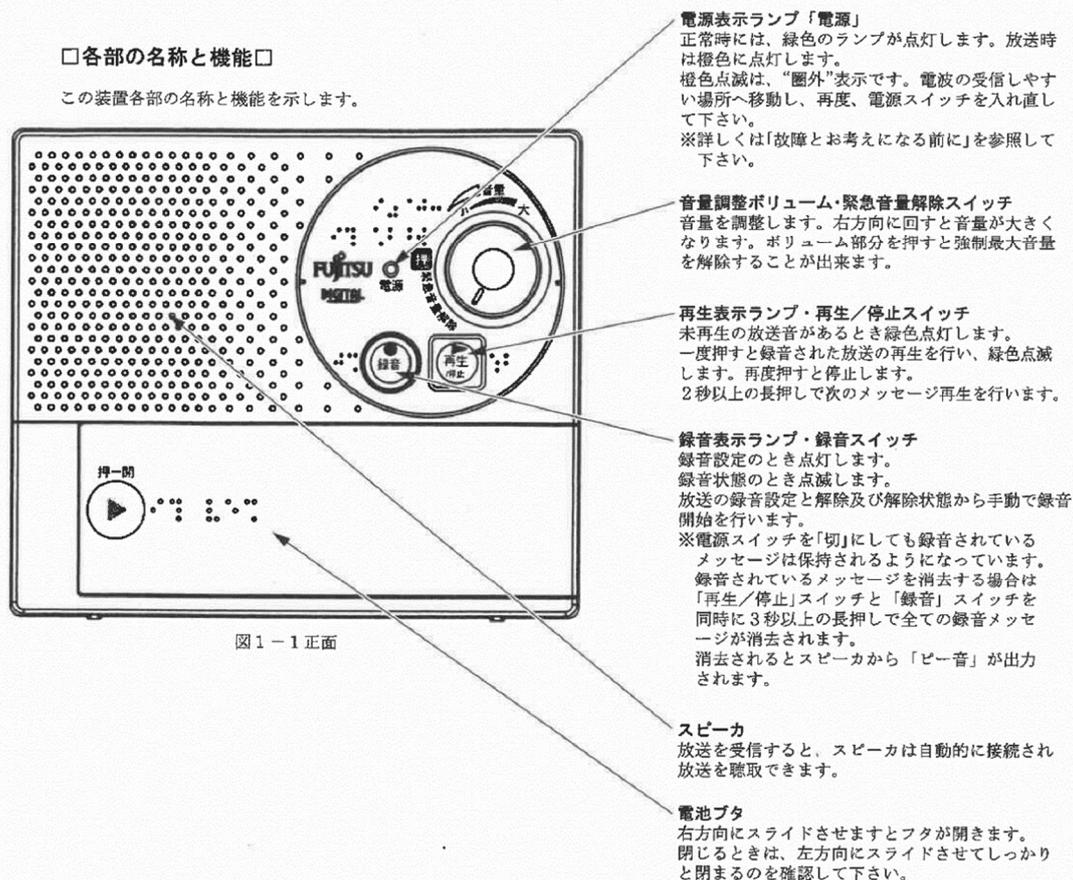
(1) 熊取町デジタル防災無線 複信電話番号一覧表

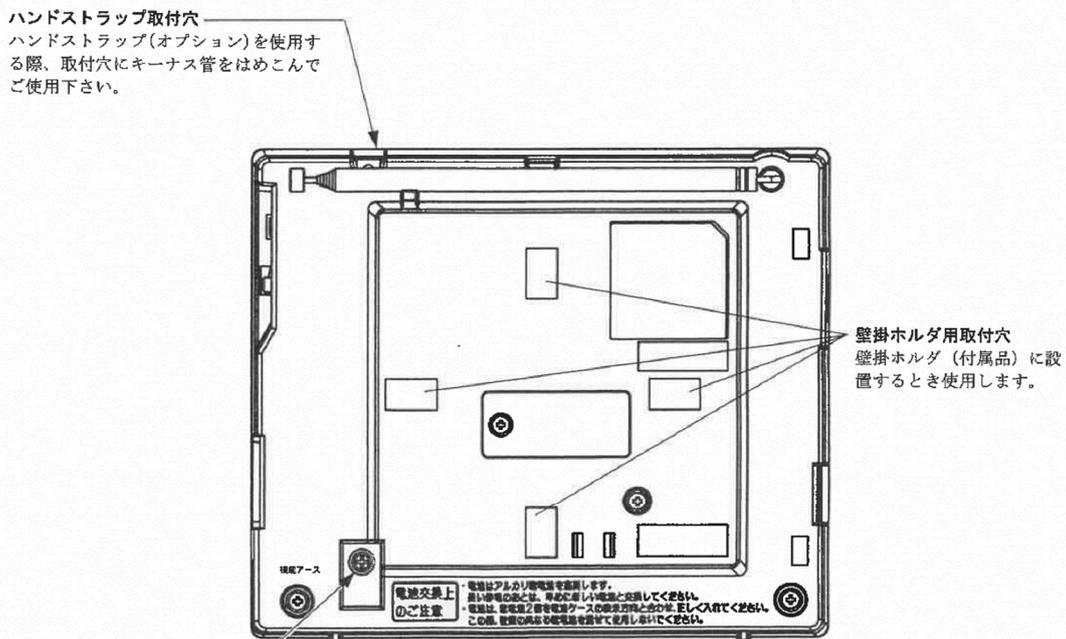
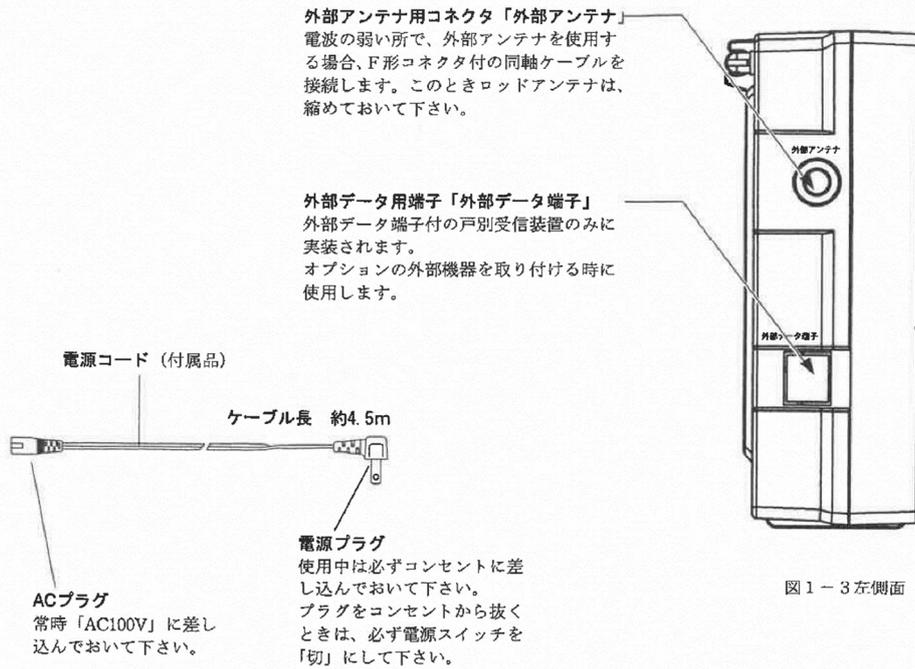
支局管理番号	局名	電話番号
－	熊取町役場	2001
－	泉州南消防組合熊取消防署	2002
1	七山局	3001
2	泉陽ヶ丘局	3002
3	桜が丘局	3003
4	五門局	3004
5	水荘園局	3005
6	大久保第1局	3006
7	大久保第2局	3007
8	紺屋局	3008
9	大久保第3局	3009
10	青葉台局	3010
11	芦谷局	3011
12	長池局	3012
13	朝代局第1局	3013
14	成合局	3014
15	和田局	3015
16	高田局（再送信）	3016
17	小谷局	3017
18	五月ヶ丘局	3018
19	久保・大宮局	3019
20	小垣内局	3020
21	北小学校局	3021
22	山の手台局	3022
23	新野田局	3023
24	南山の手台局	3024
25	若葉局	3025
26	つつじヶ丘局	3026
27	自由が丘第1局	3027
28	緑ヶ丘局	3028
29	関西国際局	3029
30	つばさが丘第1局	3030
31	つばさが丘第2局	3031
32	つばさが丘第3局	3032
33	朝代第2局	3033
34	希望が丘局	3034
35	永楽局	3035
36	翠松苑局	3036
37	朝代第3局	3037
38	自由が丘第2局	3038
39	池の台	3039

(2) 防災行政無線戸別受信装置（富士通 CR-668 型）取扱説明書

避難所開設職員が指定避難所に戸別受信装置を持参し設置する。

住民は次のとおり使用できる。





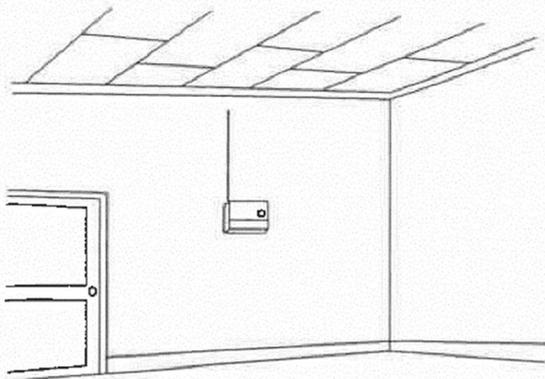


図2-1 設置例（ロッドアンテナ上向き）

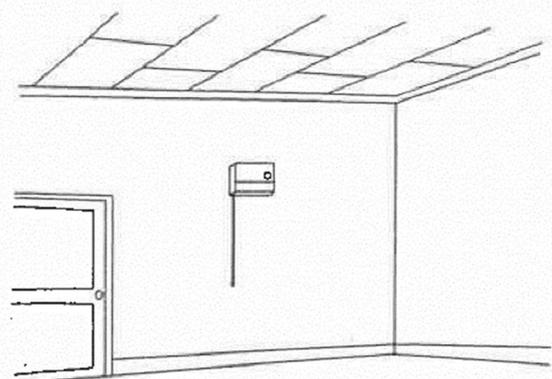


図2-2 設置例（ロッドアンテナ下向き）

ご使用方法

□ 放送受信について □

放送の受信は、受信装置を次に述べるようにセットして行います。なお、この受信装置で受信する放送は、一般放送のように常には行われていません。また、放送途中に電源スイッチを入れても受信できない場合がありますのでご注意ください。

1. はじめに乾電池2個を装置内に装着して下さい。装着方法は、「電池の交換について」の項を参照して下さい。
2. 外部アンテナによる受信の場合は、ロッドアンテナを縮めたまま図1-3に示す「外部アンテナ」のコネクタに外部アンテナからのアンテナプラグを接続します。ロッドアンテナによる受信の場合は、ロッドアンテナを一杯に伸ばします。
3. 電源コードのACプラグは、図1-2に示す「AC100V」のジャックに差し込みます。
4. 電源コードの電源プラグをコンセントに差し込みます。
5. 電源スイッチを「入」側にします。
6. 定時放送受信時に音量調節ボリューム「音量」で適度な音量にして下さい。音量は、ボリュームを右側にまわすと大きくなり、左側にまわすと小さくなります。
なお、ボリュームを左側一杯にしても、音量は少し残るようになっています。
7. 本装置の設置場所を変更した場合（災害発生時に本装置を持ち出した場合等）は一度電源を入れ直して下さい。

□ 電池の交換について □

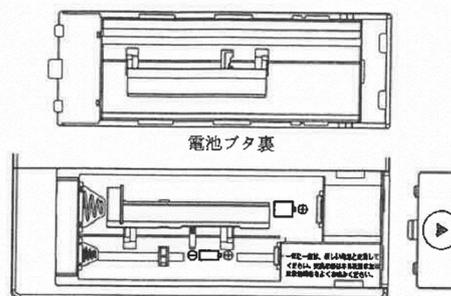
下記の状態が確認されたときには、内蔵の乾電池が消耗し、電圧が低下していますから乾電池を交換して下さい。乾電池は、単一、単二、単三乾電池のいずれか一種類を2本使用して下さい。種類の異なった乾電池を混ぜて使用しないで下さい。また、停電時間を考えると、単一アルカリ乾電池の使用をおすすめします。

- ① 正面操作部の「電源」ランプが「緑／赤色の交互点滅」もしくは「赤色点滅」したとき
- ② 放送終了後に以下のどちらかの警告音が鳴ったとき
 - ・トーン警告音「ピッピッピッ…」が約1.5秒間鳴ったとき
 - ・音声警告音「電池残量が少なくなっています。電池を交換して下さい」が鳴ったとき

電池の交換は、次の手順により行います。

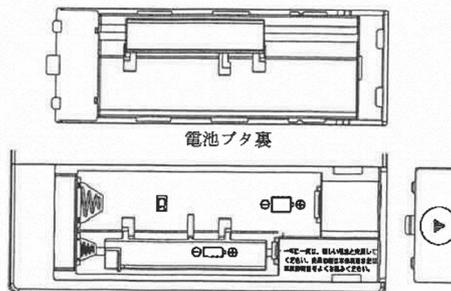
1. 電源スイッチを「切」側にし、正面操作部の「電源」ランプが消えたことを確認します。
2. 図1-1に示すように電池プタの「▶」の部分を指で押しながら、右方向に動かすと電池プタがスライドします。古い乾電池を取り出して下さい。
3. 電池収容部に表示されている⊕⊖表示に従って、新しい乾電池を2本装着します。(図3-1、3-2を参照)
4. 電池プタを左方向にパチッと音がするまでスライドさせ、電池プタを閉じます。
5. 電源スイッチを「入」側にし、電源プラグをコンセントから抜いても、正面操作部の「電源」ランプが赤色に点灯していることを確認し、電源プラグを元通りコンセントへ差し込みます。「電源」ランプは赤色から緑色の点灯に変わります。
6. 使用済の乾電池は、お子様の届かないところに置き、公民館、ゴミステーションおよび電気店などにある専用の回収箱、回収缶などに廃却して下さい。

[単二のとき]



<本体>図3-1 単二電池使用の場合

[単一、単三のとき]



<本体>図3-2 単一、単三電池使用の場合

(3) 防災行政無線外部接続箱（防災ハンドセット）連絡通話説明書

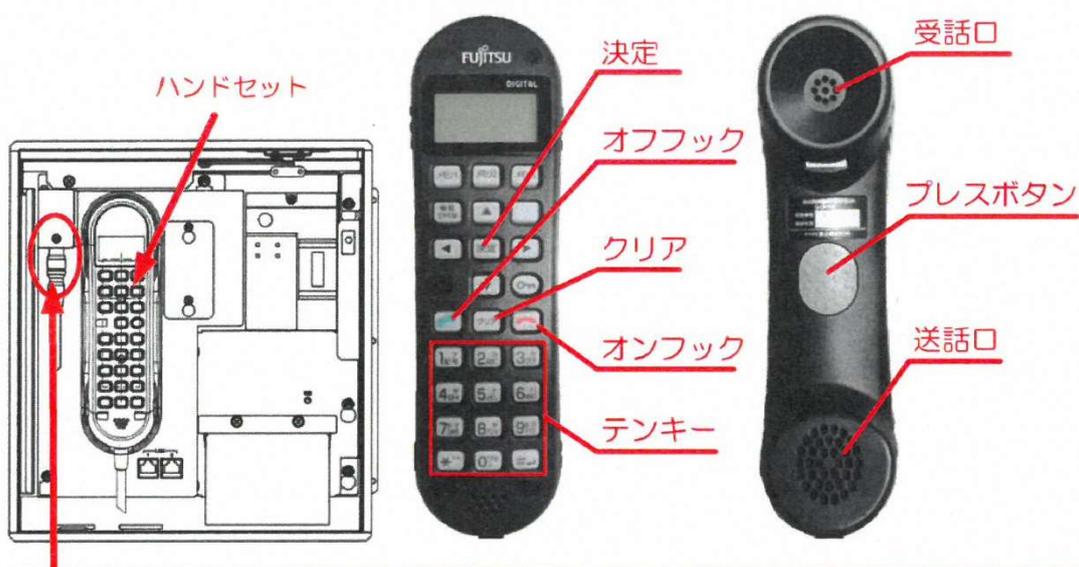
■使用条件

災害時における、災害対策本部及び泉州南消防組合熊取消防署に対する緊急連絡。

①七山局、紺屋局、久保・大宮局・小垣内局、朝代第3局以外の局

外部接続箱 取扱説明書（連絡通話）

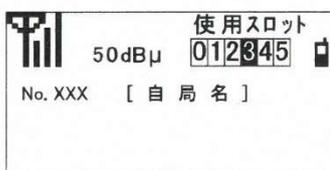
防災行政無線を利用して、親局と連絡通話ができます。



ハンドセットのコネクタが外部接続箱に接続されていることを確認して下さい。



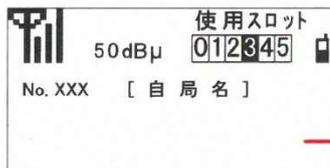
通話時間は3分までです。通話中に放送が入ると切断されます。
相手が通話中、または放送等で電波が使用中の場合は話し中になります。
電波の状態によっては回線が切れてしまう場合があります。



■準備

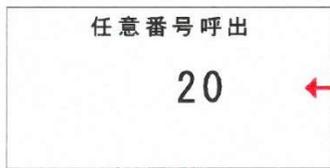
- ① ハンドセットの下側を持ち上げて台座から外します。
- ② 「通信状態表示画面」が表示されていることを確認します。

※「通信状態表示画面」が表示されず「決定+を押して下さい」と表示されている場合は **決定** を押下してください。



[1] 「通信状態表示画面」でテンキーを用いて電話番号を入力します

※ **クリア** を押すと入力している電話番号を1桁削除します。電話番号を全て削除した場合、通信状態表示画面に戻ります。



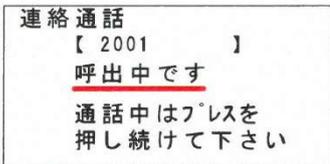
テンキー
入力

【親局電話番号】

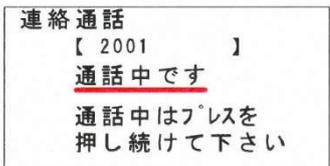
操作卓 2001
熊取消防署 2002



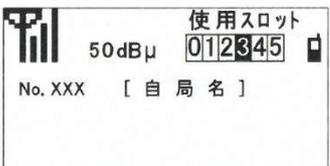
[2] 電話番号を入力したら、オフフック () を押します。入力した番号へ発信されます。



[3] 呼出先の応答を待ちます。呼出先が応答すると、「呼出中」が「通話中」に変わり、通話が始まります。



[4] **プレスボタン** を押しながら送話口に向かって話します。呼出先の音声は受話口から聞こえます。



[5] 通話を終了したい場合、オンフック () を押します。通話終了後、「通信状態表示画面」に戻ります。

※ 呼出先から通話を終了した場合は、自動的に通信状態表示画面に戻ります。

[6] 「通信状態表示画面」に戻ったら、ハンドセットを台座に戻します。

外部接続箱 取扱説明書（連絡通話）

以下の局に対しての取扱説明書になります。

01 七山局	08 紺屋局	19 久保・大宮局
20 小垣内局	37 朝代第3局	

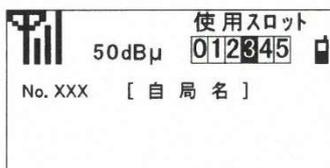
防災行政無線を利用して、親局と連絡通話ができます。



ハンドセットの下側を持ち上げて台座から外し、ハンドセットのコネクタを外部接続箱に接続して下さい。



通話時間は3分までです。通話中に放送が入ると切断されます。相手が通話中、または放送等で電波が使用中の場合は話し中になります。電波の状態によっては回線が切れてしまう場合があります。



■準備

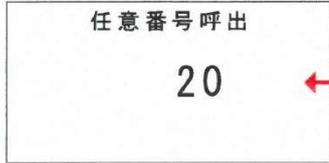
「通信状態表示画面」が表示されていることを確認します。

※「通信状態表示画面」が表示されず「決定」を押して下さいと表示されている場合は **決定** を押下してください。

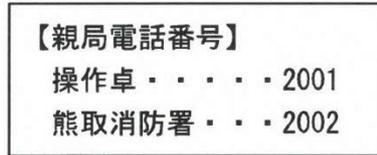


[1] 「通信状態表示画面」でテンキーを用いて電話番号を入力します

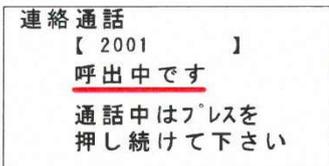
※ **クリア** を押すと入力している電話番号を1桁削除します。電話番号を全て削除した場合、通信状態表示画面に戻ります。



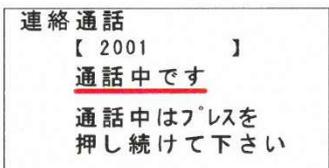
テンキー
入力



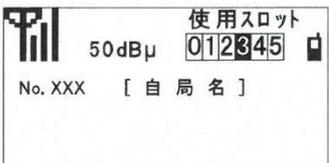
[2] 電話番号を入力したら、オフフック（）を押します。入力した番号へ発信されます。



[3] 呼出先の応答を待ちます。呼出先が応答すると、「呼出中」が「通話中」に変わり、通話が始まります。



[4] **プレスボタン** を押しながら送話口に向かって話します。呼出先の音声は受話口から聞こえます。



[5] 通話を終了したい場合は、オンフック（）を押します。通話終了後、通信状態表示画面に戻ります。

※ 呼出先から通話を終了した場合は、自動的に通信状態表示画面に戻ります。



「通信状態表示画面」に戻ったら、ハンドセットのコネクタのリングを引きながら外部接続箱から外し、ハンドセットを台座に戻して下さい。

(4) 防災行政無線外部接続箱（防災ハンドセット）自局放送説明書

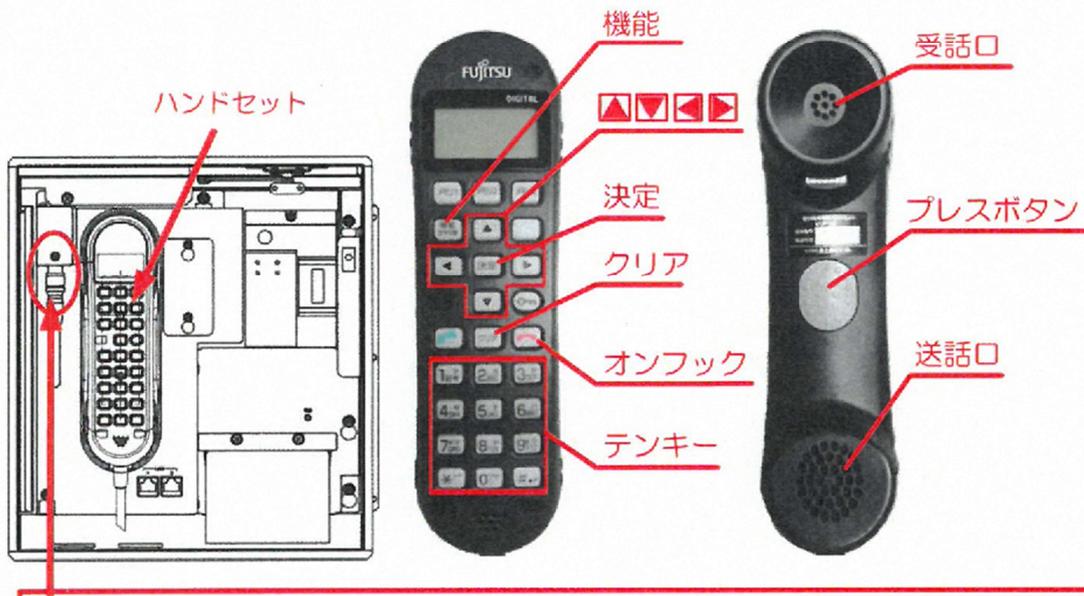
■使用条件

災害時における地域住民に対する緊急放送。放送前と放送後に、災害対策本部に放送内容を報告する。ただし、報告するいとまがないときはこの限りでない。

①七山局、紺屋局、久保・大宮局・小垣内局、朝代第3局以外の局

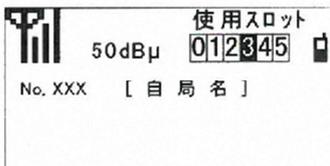
外部接続箱 取扱説明書（自局放送）

防災行政無線のスピーカーを利用して、自局に放送できます。



⚠ ハンドセットのコネクタが外部接続箱に接続されていることを確認して下さい。

⚠ 機器保護のため、一定時間で自動的に放送が切断されます。また、自局放送中に親局からの放送を受信した場合は、自局放送を停止し、親局からの放送を優先します。



■準備

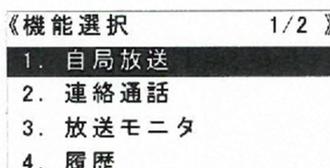
- ① ハンドセットの下側を持ち上げて台座から外します。
- ② 「通信状態表示画面」が表示されていることを確認します。

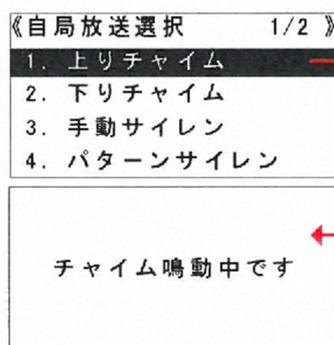
※「通信状態表示画面」が表示されず「決定」を押して下さい」と表示されている場合は **決定** を押下してください。

[1] 「通信状態表示画面」で **機能** を押します。

[2] 「機能選択画面」が表示されます。

「1. 自局放送」を選択します。（**▲▼** で選択）
決定 を押すと、自局放送が開始されます。





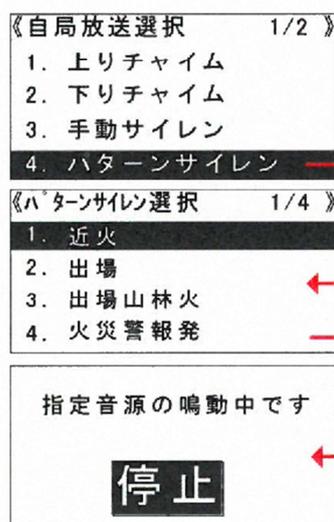
[3-1] チャイム

① 「自局放送選択画面」で「1. 上りチャイム」を選択します。(▲▼で選択)

決定を押すと、鳴動を開始します。

② チャイム鳴動中は、「チャイム鳴動中画面」が表示されます。

鳴動終了後、「自局放送選択画面」に戻ります。



[3-2] サイレンパターン

① 「自局放送選択画面」で「4. パターンサイレン」を選択します。(▲▼で選択)

決定を押すと「パターンサイレン選択画面」が表示されます。

② 「パターンサイレン選択画面」でサイレンパターンを選択します。(◀▶でページ切替、▲▼で選択)

決定を押すと、鳴動を開始します。

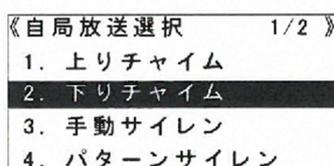
※ クリアを押すと「自局放送選択画面」に戻ります

③ サイレン鳴動中は「指定音源鳴動中画面」が表示されます。

鳴動終了後、「自局放送選択画面」に戻ります。

※ サイレン鳴動中に決定を押すとサイレンを強制停止できます

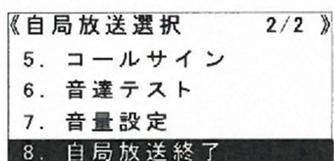
[4] 「自局放送選択画面」に戻ったら、**プレスボタン**を押しながら送話口に向かって話します。
音声放送を止める時は **プレスボタン** を離します。



[5] 音声放送が終了したら、「自局放送選択画面」で「2. 下りチャイム」を選択します。(▲▼で選択)

決定を押すと、鳴動を開始します。

鳴動終了後、「自局放送選択画面」に戻ります。



[6] 「自局放送選択画面」で「8. 自局放送終了」を選択します。(◀▶でページ切替、▲▼で選択)

決定を押すと、自局放送を終了します。

自局放送終了後、「通信状態表示画面」に戻ります。

※ オンフック () を押しても自局放送を終了できます

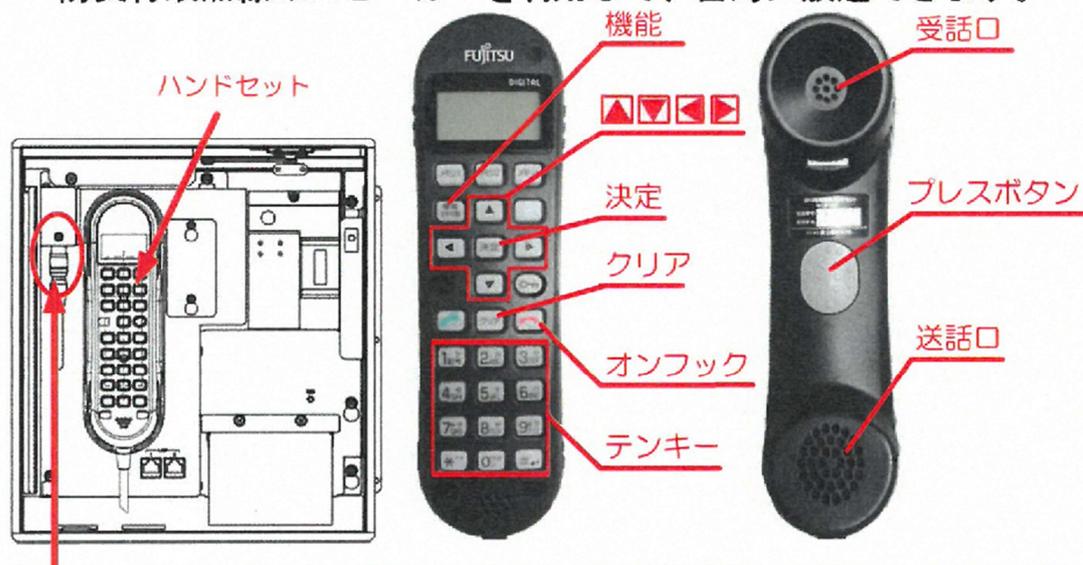
[7] 「通信状態表示画面」に戻ったら、ハンドセットを台座に戻します。

外部接続箱 取扱説明書（自局放送）

以下の局に対しての取扱説明書になります。

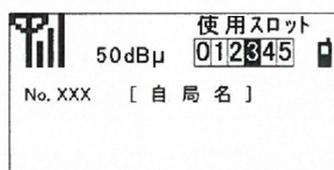
01 七山局	08 紺屋局	19 久保・大宮局
20 小垣内局	37 朝代第3局	

防災行政無線のスピーカーを利用して、自局に放送できます。



! ハンドセットの下側を持ち上げて台座から外し、ハンドセットのコネクタを外部接続箱に接続して下さい。

! 機器保護のため、一定時間で自動的に放送が切断されます。また、自局放送中に親局からの放送を受信した場合は、自局放送を停止し、親局からの放送を優先します。



■準備

「通信状態表示画面」が表示されていることを確認します。

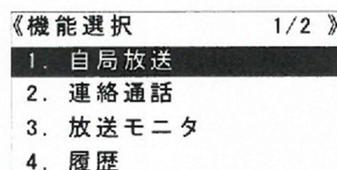
※「通信状態表示画面」が表示されず「決定」を押して下さいと表示されている場合は **決定** を押下してください。

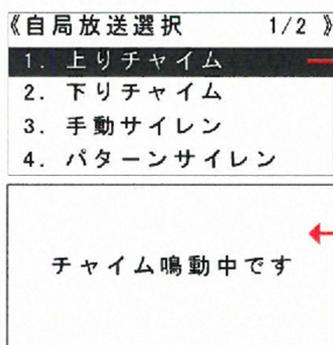
[1] 「通信状態表示画面」で **機能** を押します。

[2] 「機能選択画面」が表示されます。

「1. 自局放送」を選択します。（**▲▼** で選択）

決定 を押すと、自局放送が開始されます。

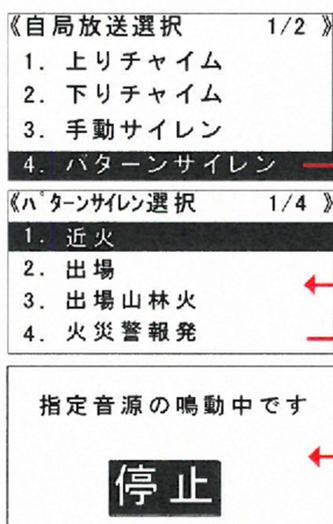




[3-1] チャイム

① 「自局放送選択画面」で「1. 上りチャイム」を選択します。(▲▼で選択)
決定 を押すと、鳴動を開始します。

② チャイム鳴動中は、「チャイム鳴動中画面」が表示されます。
鳴動終了後、「自局放送選択画面」に戻ります。



[3-2] サイレンパターン

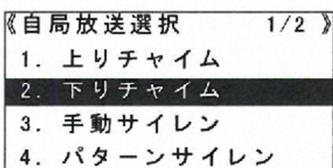
① 「自局放送選択画面」で「4. パターンサイレン」を選択します。(▲▼で選択)
決定 を押すと「パターンサイレン選択画面」が表示されます。

② 「パターンサイレン選択画面」でサイレンパターンを選択します。(◀▶でページ切替、▲▼で選択)
決定 を押すと、鳴動を開始します。

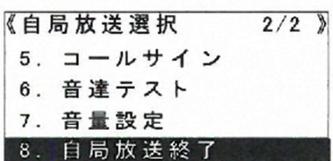
※ クリア を押すと「自局放送選択画面」に戻ります

③ サイレン鳴動中は「指定音源鳴動中画面」が表示されます。
鳴動終了後、「自局放送選択画面」に戻ります。
※ サイレン鳴動中に 決定 を押すとサイレンを強制停止できます

[4] 「自局放送選択画面」に戻ったら、**プレスボタン** を押しながら送話口に向かって話します。
音声放送を止める時は **プレスボタン** を離します。



[5] 音声放送が終了したら、「自局放送選択画面」で「2. 下りチャイム」を選択します。(▲▼で選択)
決定 を押すと、鳴動を開始します。
鳴動終了後、「自局放送選択画面」に戻ります。



[6] 「自局放送選択画面」で「8. 自局放送終了」を選択します。(◀▶でページ切替、▲▼で選択)
決定 を押すと、自局放送を終了します。
自局放送終了後、「通信状態表示画面」に戻ります。
※ オンフック (📞) を押しても自局放送を終了できます



「通信状態表示画面」に戻ったら、ハンドセットのコネクタのリングを引きながら外部接続箱から外し、ハンドセットを台座に戻して下さい。

(5) 熊取町災害ボランティアセンターについて

災害ボランティアセンターとは？

熊取町では、大きな災害が発生した場合、状況に応じて災害ボランティアセンターを設置して、被災された住民を支援できる体制をとることとしています。

また、大阪府社協と府内の市町村社協との間で協定を締結し、被災状況によっては、府社協や他市町村社協から「運営支援者」が災害ボランティアセンターに派遣され、センターの運営を支援いただき、被災された方々へのサポート機能を維持できるような体制としています。

運営支援者とは

大阪府内が被災した場合に「災害時における大阪府内社協間災害ボランティアセンター運営支援者に関する相互協定」に基づき、災害ボランティアセンターの運営支援に関わりながら、被災地の社協全体の動きとの調整を行うために指定の研修を受けて要請された府社協職員及び府内市町村社協職員のことを言います。

災害ボランティア登録

熊取町社会福祉協議会では、熊取町内で大規模災害が発生した際、被災者支援・復興支援のための活動が迅速に行えるように、災害ボランティア登録制度を設けています。

●登録対象者

自発的な意思でボランティア活動を希望する町内に在住・在勤・在学する 15 歳以上の個人又は団体

●登録方法

災害ボランティア登録用紙に必要事項を記載の上、提出。

※未成年の方は、親権者等の動画必要となります。

災害時のボランティア活動について

災害時のボランティア活動は自発的な意思と責任により参加・行動することが基本です。自分自身で被災地の情報を収集したり、ボランティア活動への参加方法や注意事項を確認し、活動中は安全や健康管理に心掛けましょう。また、被災した方々の気持ちやプライバシーには十分配慮しましょう。

<具体的な活動例>

- ・泥かきやがれき撤去
- ・汚れた家の拭き掃除やゴミ出し
- ・避難所等での炊き出し
- ・救援物資の仕分け
- ・生活全般に関わる支援 など

出典：熊取町社会福祉協議会 HP

(6) 要配慮者の特性ごとの対応

区分	配慮事項
視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 本人の意向を確認の上、できるだけ出入口に近い場所を確保するなど、移動が少なく済むようにする。 <input type="checkbox"/> 構内放送・拡声器などにより音声情報を繰り返し流したり、拡大文字や点字による情報の提供に努める。また、携帯ラジオ等を配布する。 <input type="checkbox"/> 情報は、正確に伝える必要があるため、指示語（あれ・これ等）を使わず、できるかぎりわかりやすく具体性のある表現にする。 <input type="checkbox"/> 特に重要な情報については、音声情報を録音した媒体の配布や点字による紙媒体などにより、情報を提供する。また、必要に応じてボランティアを配置するほか、点字器等を設置する。 <input type="checkbox"/> 点字や拡大文字のほか、指点字、触手話、指文字、手のひら書きなど、複数の組み合わせでコミュニケーションをとり情報提供に努める。 <input type="checkbox"/> 白杖等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給に努める。 <input type="checkbox"/> 仮設トイレを屋外に設置する場合、壁伝いに行くことができる場所に設置するか、順路にロープ等を張り、移動が楽に行えるように配慮する。 <input type="checkbox"/> 重複障がいがある場合には、その障がい状況に応じた援助ニーズに配慮する。
聴覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 広報紙や広報掲示板、電光掲示板、文字放送付きテレビ等を活用する他、音声による連絡は必ず文字でも掲示する。 また、できるだけわかりやすい言葉を使い、漢字にはルビをふるよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 補聴器等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給に努める。 <input type="checkbox"/> 手話通訳者、要約筆記者等の配置に努める。 <input type="checkbox"/> 手話通訳や要約筆記の必要な者同士をできるだけ近くにまとめ、情報がスムーズに行き渡るよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 外見からは障がいのあることが分かりづらいため、十分な配慮が必要である。 <input type="checkbox"/> 重複障がいがある場合には、その障がい状況に応じた援助ニーズに配慮する。
盲ろう者	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 障がい重い場合、自宅以外の場所では周りの状況がわからないため、全面的に介助が必要になる。単独でいると全ての情報から閉ざされてしまうことを考慮する。 <input type="checkbox"/> 必要に応じて介助者、通訳者の配置に努める。 <input type="checkbox"/> 指点字や手のひらに文字を書く等の手段により状況を伝える。
言語障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難であるため、手話・筆談等による状況把握が必要である。 <input type="checkbox"/> 外見からは障がいのあることが分かりづらいため、十分な配慮が必要である。
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 車いすが通れる通路を確保する。 <input type="checkbox"/> 本人の意向を確認の上、できるだけ出入口に近い場所を確保するなど、移動が少なく済むようにする。 <input type="checkbox"/> 身体機能に合った、安全で利用可能なトイレを用意し、できるだけトイレに近い場所の確保に努める。 <input type="checkbox"/> 車いす等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給に努める。
内部障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 常時使用する医療機器や薬を調達し、支給する。 <input type="checkbox"/> オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）用のストーマ用装具（蓄便袋、蓄尿袋）を調達し、支給する。 <input type="checkbox"/> 医療機関等の協力により巡回診療を行うほか、定期的な治療の継続のための移送サービスを実施する。

区分	配慮事項
	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>医療器材の消毒や交換等のため、清潔な治療スペースを設ける必要がある。 <input type="checkbox"/>各種装具・器具用の電源確保が必要である。 <input type="checkbox"/>自力歩行や素早い避難行動が困難な場合があるため、車いす等の舗装具が必要である。 <input type="checkbox"/>食事制限の必要な者を確認する事が必要である。 <input type="checkbox"/>外見からは障がいのあることが分かりづらいため、十分な配慮が必要である。
知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、日常の支援者が同伴するなどして気持ちを落ち着かせるよう配慮する。 <input type="checkbox"/>周囲とコミュニケーションが十分にとれずトラブルの原因になったり、環境の変化のため精神が不安定になることがあるので、間仕切りをしたり、個室を確保するなどの配慮が必要となる。 <input type="checkbox"/>絵、図、文字などを組み合わせて、理解しやすい方法で情報を伝える必要がある。
精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>精神障がい者の多くは、服薬により状態が安定するが、病気のために社会生活や対人関係などに支障をきたすことも多く、避難所等の集団生活になじめないこともあるので、本人が孤立しないように知人や仲間と一緒に生活できるよう配慮した支援が必要である。 <input type="checkbox"/>具体的に、わかりやすく簡単に情報を伝える必要がある。 <input type="checkbox"/>災害時のショックやストレスは、精神障がい者の病状悪化や再発のリスクを高める可能性がある。障がい者の状態の早期の安定を図るためには、被災前の社会復帰活動やなじんでいた人間関係を、地域ボランティアなどによる支援ネットワークを活用しながら、いかに早く回復させるかということが必要である。 <input type="checkbox"/>医療機関との連絡体制の確保が必要である。
高次脳機能障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>災害発生時には精神的動揺が激しくなる場合があるため、気持ちを落ち着かせることが必要である。動揺している場合には、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちが落ち着くよう支援することが大切である。 <input type="checkbox"/>「記憶障がい」などがある場合、とるべき行動を記載したメモを渡す、現在の状況や今後の見通しなど何度も繰り返して説明を行うなど、その方の症状にあった支援方法をとることが必要である。その際、絵、図、文字などを組み合わせて理解しやすい方法で情報を伝えることが有効である。 <input type="checkbox"/>外見からは障がいのあることが分かりづらいため十分な配慮が必要である。 <input type="checkbox"/>食料や物資の配給を待てずに怒ったり騒いだりすることがあり、家族の代わりに列に並ぶ、別途配給するなどの対応で家族の負担を軽減することが必要である。
発達障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>環境の変化（いつもと違うこと）や見通しが立たないことが苦手なことから、精神的に不安定になったりパニックを起こしたりする場合があるため、スケジュールやこれから起こることについて、あらかじめ具体的に説明しておくことが必要である。 <input type="checkbox"/>耳で聞くよりも目で見ただけを理解しやすい特徴があるため、特に大切な情報は紙に書いて提示したり、本人の理解度に応じて実物、写真、絵などを使って伝えるなどの工夫を行う。また、一斉に伝えられる情報は理解しにくい場合があるため、必要に応じて個別に説明や確認を行う。抽象的な言葉を避け、具体的に分かりやすい言葉ではっきりと伝えることが必要である。

区分	配慮事項
	<p>□大勢の人がいる場所にいられなかったり、パニックを起こしたりした場合には、気持ちを落ち着けられるよう静かな場所を確保する。個室が用意できない場合は、テントを使用したり、パーテーションや段ボールで周りの空間と区切るなどの工夫をすることが必要である。</p> <p>□聴覚過敏の場合には、ヘッドフォンや耳栓などを活用することが必要である。</p> <p>□本人からけがや不調の訴えがなくても、身体状況を一通り確認したり、また、食事（食欲）や睡眠の状態にも注意を払っておく。</p>
難病患者・人工透析者等	<p>□避難誘導、移送方法を事前に府、患者団体などと十分協議のうえ、細部を取り決めておく必要がある</p> <p>□難病患者について、疾患に応じた必要な医薬品の確保、配布など医療の確保を図る必要がある</p> <p>□人工透析患者については、透析医療を確保することが必要である。（確保日数の目安は、透析の間隔である3～4日以内）</p> <p>□人工呼吸器装着者について、電力の停止が生命に直結することから最優先の救援を必要とする。</p> <p>□緊急に医療的措置が必要と判断される場合は、安全が確認された医療機関へ速やかに移送することが必要である。</p>
認知症高齢者	<p>□急激な生活環境の変化で精神症状や行動障がいが出現しやすく、認知症も進行しやすいので、日常の同伴者が同伴するなどきめ細やかなケアを行い、精神的な安定を図ることが必要である。</p> <p>□徘徊の症状がある場合には、周囲の人にも声をかけてもらうよう頼んでおくことが必要である。</p>
ひとり暮らし高齢者	<p>□不便な避難生活で急速に活動力が低下し、寝たきり状態になりやすいので、健康状態に十分配慮するとともに、可能な限り運動できるスペースを確保することが必要である。</p> <p>□トイレに近い場所に避難スペースを設けることが必要である。</p> <p>□おむつをしている方のためには、おむつ交換の場所を別に設けることが必要である。</p>
妊産婦	<p>□保健医療サービスの提供や、心のケア対策などが必要である。</p> <p>□十分な栄養（栄養食品等）が採れるようにすることが望ましい。</p> <p>□居室の温度調整（身体を冷やさないように）をすることが望ましい。</p>
乳幼児、児童	<p>□育児室を就寝場所から離れた場所（乳幼児の泣き声が聞こえないよう）にできるだけ早く確保し、両親や家族の心理的プレッシャーを和らげることが望ましい</p> <p>□夜泣き、吃音、不眠などの症状に留意し、精神的安定が図られるよう配慮することが望ましい。</p> <p>□乳児に対する、授乳場所、ミルク用の湯、哺乳瓶の清潔、沐浴の手だての確保に留意することが必要である。</p> <p>□被災による精神的な後遺症が強く残るおそれがあり、心のケアが特に必要である。</p>
外国人	<p>□多言語による情報提供や外国語の理解できる支援者の確保が必要である。</p> <p>□宗教、風俗、習慣等への可能な限りの配慮に努める。</p>

出典：大阪府「避難所運営マニュアル作成指針」（平成29年3月）を加筆修正

[特に食生活における対応]

①妊産婦、②乳幼児、③高齢者、④便秘、⑤高血圧、⑥糖尿病、⑦腎臓病、⑧食物アレルギーの食生活上の留意点、栄養補助食品（保健機能食品）、介護食、病者用・乳幼児用等の特別用途食品などの使用例を以下に示します。

対象者	支援のポイント
妊産婦	<p>●エネルギー必要量の確保と十分な安静が大切 〔エネルギー付加量〕 妊娠初期 ⇒ 50kcal 妊娠中期 ⇒250kcal 妊娠末期 ⇒500kcal 授乳期 ⇒450kcal</p> <p>●体重管理が必要な場合 エネルギーが高く、栄養バランスに偏りのある支給品や救援物資等には留意する必要がある。</p> <p>●授乳期の場合 環境の変化により母乳が出なくなることもあるので、赤ちゃん用ミルク、ミルクを溶く水（加熱殺菌済みベビー用の水）、ほ乳瓶などの準備にも配慮する必要がある。</p>
乳幼児	<p>●食事の回数を多く 乳幼児は、日々の健康維持だけでなく、発育・発達のための栄養素等の摂取が必要である。体重当たりの必要量が多いにもかかわらず、消化器官などの内臓が未熟であるので、授乳回数や食回数も1日3回の他に間食を与えることが大切である。</p> <p>●ストレスに注意 生活環境の変化を敏感に受けて、ストレスなどから食べなくなることや夜泣き等が現れることもある。親にとってもストレスとなることから、遊び場の確保や保育ボランティアからの支援等を考慮することが重要である</p> <p>●日頃飲み慣れている、食べ慣れている食品を用意 乳幼児の場合、ミルクや離乳食に嗜好があることから、乳幼児健診などを通じて、普段用いているメーカーのミルクや離乳食・特殊ミルクなどとともに、生活用品の備蓄を家庭に働きかけておく必要がある。</p> <p>●備蓄の留意点 〔水の必要性〕 乳児の場合は、水分が不足すると脱水症状に陥り易くなり、ミルクや粉末の食品やフリーズドライの離乳食を調理するためには水は不可欠である。そのため、1人1日当たりペットボトルで2～3リットルの水は用意しておく必要がある。 〔乳幼児の場合（母乳保育の場合も備蓄）〕 家庭には普段使用しているメーカーの商品を余分に用意しておくことが大切である。小缶かスティックタイプの物が便利であり、使用期限に留意して古くなる前に使い切り、新しい物と新しい物を交換する。また、ミルクと一緒に予備の哺乳瓶と乳首、ガーゼをセットにしておく。 〔離乳食を開始している乳幼児の場合〕</p>

対象者	支援のポイント
	<p>離乳食を開始している乳幼児の場合は、被災が長引いた場合を想定して、備蓄食品の他に、支給食品を再加熱して柔らかくして食べられる工夫が必要であり、小鍋や熱源も用意しておくことが重要である。</p> <p>備蓄食品は、粉末果汁、粉末スープ、フリーズドライのベビーフード、レトルトのかゆなどを2～3日分くらい用意し、使用期限に留意して古くなる前に使い切り、新しい物と交換しておく。ディスポの皿やスプーン、ガーゼなど食事が供給できるものを一緒にセットしておく。</p> <p>【食事性アレルギーの乳幼児の場合】</p> <p>震災後は、流通の事情が改善するまではアレルギー用の食品を入手するには時間がかかることが想定されるため、普段から必要な食料を余分に購入し、備えておく。</p> <p>なお、避難所の救援物資等で対応が困難な場合、アレルギー用食品の要請を行う。</p>
高齢者	<p>●脱水に注意</p> <p>高齢者の場合は、体内水分量が少なく簡単に「脱水」になってしまう。一般に体内の水分が失われると疲労感、頭痛、食欲不振に繋がる。</p> <p>特に、避難所生活では、トイレが遠かったために夜間頻尿、失禁を恐れるため意図的に摂取制限を行いやすい状況にある。また、風邪などの発熱や、糖尿病などの多尿、感覚機能低下のため口渇感の低下など、高齢者は容易に脱水に陥ってしまう。</p> <p>水は、安静にしている時でも1.5リットル、活動している時は2.5リットルも必要であり、心臓や腎臓に病気があって、医師に水の摂取を注意されていない場合を除いては、食事以外にも水分補給を行う必要がある。そのため、日ごろよりペットボトルなど多く用意するとともに、トイレが遠い場合も考えて、排泄がしやすいポータブル用品などの備えも必要である。</p> <p>●低栄養に注意</p> <p>高齢者の場合、食事の好みが淡泊になり、また、野菜の煮物や漬け物などが中心の場合はたんぱく質等の不足による低栄養が心配される。避難所の食事は冷たいことが多く、高齢者にとっては食べ難いが、意識しないと摂りにくい乳製品を取り入れ、離乳食や嚥下困難者用の食事を活用するなどして積極的に食事を摂ることが大切である。</p> <p>●備蓄のポイント</p> <p>普段から軟らかいごはんやおかゆを食べている人は、かゆ缶詰やレトルトかゆを用意しておく。市販されている濃厚流動食、蜂蜜や飴等は食欲が無いときや、体調が弱い時に活用できる。</p> <p>高齢者や虚弱者は水分が多いと飲み込みにくいことがあり、水分の多い食品やミキサーにかけた食品にトロミを付けるために、とろみ剤を活用（嚥下が困難な人の対応）する。</p> <p>【特別用途食品の利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そしゃく困難者用食品 ・そしゃく・嚥下困難者用食品 <p>（医師、管理栄養士等の相談・指導を得て使用することが適当）</p>
便秘	<p>●排便のリズム</p> <p>震災後はトイレ不足や環境の変化等で生活リズムも狂い、食事も、おにぎりやインスタント食品が多くなり便秘になる人が増加する。便秘の人には、食物繊維等の摂取</p>

対象者	支援のポイント
	<p>や、排便のリズムに留意する。</p> <p>また、トイレが不足している場合には、災害対策本部へ設置を要請する。</p> <p>●食生活のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食物繊維の多い食品（例えば、野菜、果物、きのこ、海藻など） →野菜等の惣菜（筑前煮、きんぴら、芋煮等）の真空パックや缶詰の利用 炊き出し等で具だくさんみそ汁の提供 果物の配給 ・朝食をしっかり食べ、便意がなくてもトイレに行って、規則的な排便習慣をつける。 ・便意があったら我慢しない。 ・身体を動かすと、腸の動きが良くなるので、適度な運動をする。 ・水分が足りないと、便が固くなって便秘になるので、水やお茶を1日1リットル以上は摂るようにする。（医師に水の摂取を注意されている場合は、注意する。）
高血圧	<p>●血圧に注意</p> <p>高血圧は動脈硬化を招き、さらに虚血性心疾患や腎臓病、脳血管疾患を引き起こす原因の一つである。避難所での生活は、環境の変化、悩み事のストレスで血圧が高くなりがちである。</p> <p>●食生活のポイント</p> <p>【塩分を控える】</p> <p>ストレスが原因となる高血圧の場合は、減塩による大きな減少は期待できないが、塩分を控えることは重要である。</p> <p>【体重管理】</p> <p>肥満は血圧を上げる原因の一つである。避難所生活では活動量も減り、支給品は高エネルギー食品も多いことから体重の管理は大切である。</p> <p>【アルコール摂取】</p> <p>アルコールの摂取が多すぎると、血圧が高くなる。</p> <p>【服薬状況】</p> <p>高血圧や心臓疾患などでワーファリンが含まれている薬が処方されている場合は、納豆、クロレラ、青汁等に含まれているビタミンKがワーファリンの効き目を打ち消してしまうことから、これらの食品は摂取しないようにする。緑黄色野菜や海藻類など通常の食事ではあまり問題にする必要はない。</p> <p>【特別用途食品の利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低ナトリウム食品の利用 ・減塩食調整用組合せ食品 <p>（医師にナトリウム、食塩の摂取量の制限を指示された場合に限り用い、医師、管理栄養士等の相談・指導を得て使用することが適当）</p>
糖尿病	<p>●血糖のコントロール</p> <p>糖尿病は、血糖のコントロールが基本となる。被災した場合は、不規則な食事になり、また、支給品は高エネルギーの食品が多く、野菜が不足がちになる。</p> <p>●食生活のポイント</p> <p>【バランスとリズム】</p> <p>糖尿病の食事では、食べてはいけない食品は無いが、エネルギー量を抑え、ビタミン、ミネラル、食物繊維を摂るようにする。</p>

対象者	支援のポイント
	<p>同じエネルギーの食事でも1食だけに集中して食べると血糖の変動が大きくなるので、1日3食、規則正しく適量食べるようにする。</p> <p>【菓子・嗜好品】 甘いお菓子やアルコールは、食事が不規則になり血糖の上昇に繋がるので控える。</p> <p>【服薬状況】 インスリン薬を使用している場合は、低血糖になる場合もあるので、食事内容を守ってアルコールを控える。</p> <p>【特別用途食品の利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低カロリー食品の利用 ・糖尿病調整用組合せ食品 <p>(医師にエネルギー摂取量の制限を指示された場合に限り、医師、管理栄養士等の相談・指導を得て使用することが適当)</p>
腎臓病	<p>●病態に対応した指導 食事の基本は、腎臓の負担を少なくして病気の進行を遅らせるため、病態に対応した指導が必要である。</p> <p>●たんぱく質の制限 たんぱく質が代謝されると老廃物が体内に残るので、大量に摂取すると腎臓の負担が大きくなる。 たんぱく質の制限を伴う場合が多く、病者用の特別用途食品を用いるとよい。また、良質なたんぱく質を制限の守れる範囲で摂取する必要がある。</p> <p>●十分なエネルギー量 エネルギー量が不足すると、体内のたんぱく質がエネルギー源として消費される。その結果、筋肉組織の細胞が壊れて腎臓の負担が大きくなる。また、細胞内のカリウムが血液に流出し、カリウム濃度の上昇が心臓に負担を与える。そのため、たんぱく質を制限している場合は、糖質や脂質でエネルギーを補う必要がある。油やでんぷんを使った揚げ物や炒め物を活用する。</p> <p>●塩分の制限 腎臓の機能が低下すると、塩分や水が尿として排泄でき難くなり、むくみの原因となる。塩分制限が不十分の場合は、利尿効果が半減してしまうので塩分制限を守ることが大切である。</p> <p>●カリウムの制限 腎臓機能が低下するとカリウムが排泄できなくなり、血液中のカリウムが増加することがある。カリウムの増加は不整脈を起こしたりする危険があるので、医師の指導がある者は制限を守ることが大切である。 ※食品は水にさらす。ゆでこぼす。煮豆や果物はカリウムを多く含むので注意する。お茶の玉露、抹茶はカリウムが多いので注意をようする。</p> <p>【特別用途食品の利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低たんぱく質食品の利用 ・減塩食調整食用組合せ食品 <p>(医師にたんぱく質の摂取量の制限を指示された場合に限り、医師、管理栄養士等の相談・指導を得て使用することが適当)</p>

対象者	支援のポイント
食物アレルギー	<p>●指導のポイント</p> <p>乳幼児から成人に至るまで、食物アレルギーの症状を起こす人が増えており、重篤なアナフィラキシーショック症状を起こし、対応の遅れから死に至る人もいる。</p> <p>災害初期には個別対応が困難なことが予測されるので、平常時から家庭での備蓄（2日分程度）が何より重要である。また、災害時には避難所に、アレルギー用食品の手配や栄養相談を開設するなど素早く対応する。</p> <p>●特別用途食品の活用</p> <p>アレルギー除去食品の手配（医師に特定のアレルギーの摂取制限を指示された場合に限り用い、医師、管理栄養士等の相談・指導を得て使用することが適当）</p> <p>●加工食品に含まれるアレルギー表示の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必ず表示される5品目（特定原材料） <ul style="list-style-type: none"> →卵、乳、小麦、そば、落花生 ・表示が勧められている20品目（特定原材料に準ずるもの） <ul style="list-style-type: none"> →あわび、いか、いくら、えび、オレンジ、かに、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

出典：新潟県「新潟県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン」（平成18年3月）を加筆修正

(7) 家庭における食料品備蓄について

緊急時に備えて、まずはここから食料品備蓄をはじめましょう

これだけは
備えましょう！！

【水】



飲料水として、
1人当たり1日1リットルの
水が必要です。調理等に使用
する水を含めると、3リットル
程度あれば安心です。

【コラム1参照】 P6へ

【カセットコンロ】

熱源は、食品を温めたり、
簡単な調理に必要です。
ボンベも
忘れずに。



【米】

〈エネルギー及び炭水化物の確保〉

備蓄の柱！

2kgの米が1袋
あると、水と熱源があれば、
(1食=0.5合=75gとした場合)約27食分
になります。



【缶詰】

〈たんぱく質の確保〉

缶詰は調理不要で、
そのまま食べられる
ものを選ぶと便利です。



注) 湯せんや米を炊くためには鍋等の調理器具が、プルトップ以外の缶詰には缶切りが必要です。

普段使いの食料品を多めに、
これが備蓄！

〈普段使いの食料品を「買い置き」しましょう〉

普段使いの食料品等の「買い置き」も有効な備蓄方法の一つです。
米など、通常購入している保存性の良い食料品を少し多めに
「買い置き」しましょう。

〈消費分の買い足しをしましょう〉

賞味期限を考えながら計画的に消費し、
消費した分は新たに購入するようにしましょう。

(8) ローリングストックについて

簡単! 「ローリングストック」



「ローリングストック」とは、普段の食品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考えて古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が家庭で備蓄されている状態を保つための方法です。



ココがポイント

- ・費用、時間の面で、普段の買い物の範囲でできる
- ・買い置きのスペースを少し増やすだけで済む



※できれば1週間分を備えましょう

備蓄食品を用意する際の分類のヒント。

備蓄食品は、大きく分けて「非常食」と「日常食品」の2種類があります。

非常食

災害時の備えとして用意し
主に災害時に使用するもの
【非常食は、場面に応じて日常でも利用が可能】

日常食品

日常から使用し、かつ、
災害時にも使用するもの
【ローリングストック】

主に災害時に使用する「非常食」だけでなく、日常で使用し、災害時にも使えるものを「ローリングストック」としてバランス良く備えることが大事です。また、外出中に災害が発生することを考えて、普段から持ち歩く飲料水やチョコレートなどの「持ち歩き用品」も備えておけば万全です。

出典：農林水産省「災害時に備えた食品ストックガイド」(平成 31 年 3 月)

(9) 災害用資機材・生活物資等の備蓄リスト

■ 応急対策活動用資機材等(H30.9.30 現在)

資 器 材 名	単位	熊取町 役場	総合 体育館	中央 小学校	東 小学校	西 小学校	南 小学校	北 小学校	熊取 中学校	熊取北 中学校	熊取南 中学校	合 計
防災倉庫	基		1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
発電機	基			1	1	1	1	1	1	1	1	8
投光機	基			1	1	1	1	1	1	1	1	8
ブルーシート (7.2×5.4)	枚	2,500		3	2	2	2	2				2,511
エアータント	基	1	1									2
トイレ用テント	基		3	1	2	2	2	2	1	1	1	15
炊飯器	個											0
キャンドル	個			5	5	5	5	5				25
キャンドルロウ ペット	個			10	10	10	10	10				50
ろうそく	本			160								160
ろうそく燭台	個			10								10
ラジオライト	個					1	1					2
強カライト	個			12	10	10	10	11				53
トランジスタメガ ホン	個		15	2		4	4					25
乾電池(単一)	個			100	100	100	100	100				500
乾電池(単二)	個			60	40	60	40	60				260
乾電池(単三)	個			12	20	32	12	32				108
バケツ	個		50									50
やかん	個		10									10
カセットコンロ	個		11									11
ガスボンベ	本		14									14
段ボール間仕 切り	組								2			2
段ボールゴミ箱	個		35									35
赤ちゃんベッド	基	47	3									50
救護所用ベッド	基		1									1
マット	枚	36		100	95		100	50				381
救急箱(20人 用)	個			1	1	2	1	1				6
ヘルメット	個	71	40					20				131
ガソリン携行缶 (10L)	個			1	1	1		1	1	1	1	7
コードリール(30 m)	個			2	2	2	2	2	1	1	1	13
作業灯	個											0
組立式緊急貯 水槽(容量1m ³)	組			1	1	1	1	1	1	1	1	8
災害時臨時給 水栓(蛇口4箇)	組			1	1	1	1	1	1	1	1	8

■生活必要物資(H30.9.30現在)

基準日:

物資名	単位	熊取町 役場	総合 体育館	中央 小学校	東 小学校	西 小学校	南 小学校	北 小学校	熊取 中学校	熊取北 中学校	熊取南 中学校	合計
	食		450	400	400	450	400	400	300	300	300	3,400
アルファ化米 (100g入)	消費 期限		450:R1.10.1	200:R3.9.1 100:R3.8.1 100:R4.3.1	300:R3.9.1 100:R3.8.1	50:R3.9.1 400:R3.8.1	200:R3.9.1 200:R3.8.1	100:R3.9.1 100:R3.8.1 200:R3.7.1	200:R3.9.1 100:R3.8.1	200:R3.9.1 100:R3.8.1	200:R3.9.1 100:R3.8.1	
高齢者用食 (おかゆ 20g)	食 消費 期限			60 R4.10.1	60 R4.10.1	60 R1.10.1	60 R1.8.1	60 R3.8.1				300
かんぱん (100g入)	缶 消費 期限			48 R5.2.1	57 R4.10.1	60 R1.10.1	24 R3.12.1	24 R3.2.1	48 R3.12.1	24 R5.2.1	24 R3.2.1	309
非常用飲料水 (500ml入)	本 消費 期限		1,488 R1.10.1	912 R4.8.1	600 R5.6.1	600 R1.10.1	600 H31.2.1	600 R3.7.1	600 R1.10.1	600 R1.10.1	600 R1.10.1	6,600
粉ミルク (はぐくみ130g)	箱 消費 期限	10 H31.4.1										10
粉ミルク (チルミルク140g)	箱 消費 期限	10 H31.2.1										10
おむつ(大人用) ※購入から3年期限	枚 消費 期限				16 H31.3.1		14 H31.3.1		46 H31.3.1	32 H31.3.1	32 H31.3.1	140
おむつ(小人用) ※購入から3年期限	枚 消費 期限				120 H31.3.1		58 H31.3.1		170 H31.3.1	170 H31.3.1	212 H31.3.1	730
生理用品 ※購入から3年期限	枚 消費 期限				1,080 H31.2.1	520 H31.2.1	120 H31.3.1		500 H31.3.1	1,940 H31.3.1	1,740 R2.1.1	5,900
トイレトペーパー(130m) ※購入から3年期限	巻 消費 期限										240 R2.1.1	240
哺乳瓶	本 消費 期限			12	6	6	6	5	7	2	1	45
非常用毛布	枚	92	200	180	220	220	220	230	40	40	40	1,482
段ボールベッド	組	8							4		6	18
ポータブルトイレ (簡易トイレ)	個		4	4	4	4	4	4	4	4	4	36
ポータブルトイレ (凝固剤100回分/箱) ※購入から10年期限	箱 消費 期限			3 R10.3.1	3 R10.3.1	3 R10.3.1	3 R10.3.1	3 R10.3.1	1 R10.3.1	1 R10.3.1	1 R10.3.1	18
ペーパーボール	個		220	150	50	50	50					520
割り箸	膳			150	50	50	50					300
コップ	個			1,000								1,000

※消費期限は便宜上、期限月の初日(1日)に統一

(10) AED 設置場所

(令和元年 10 月の状況)

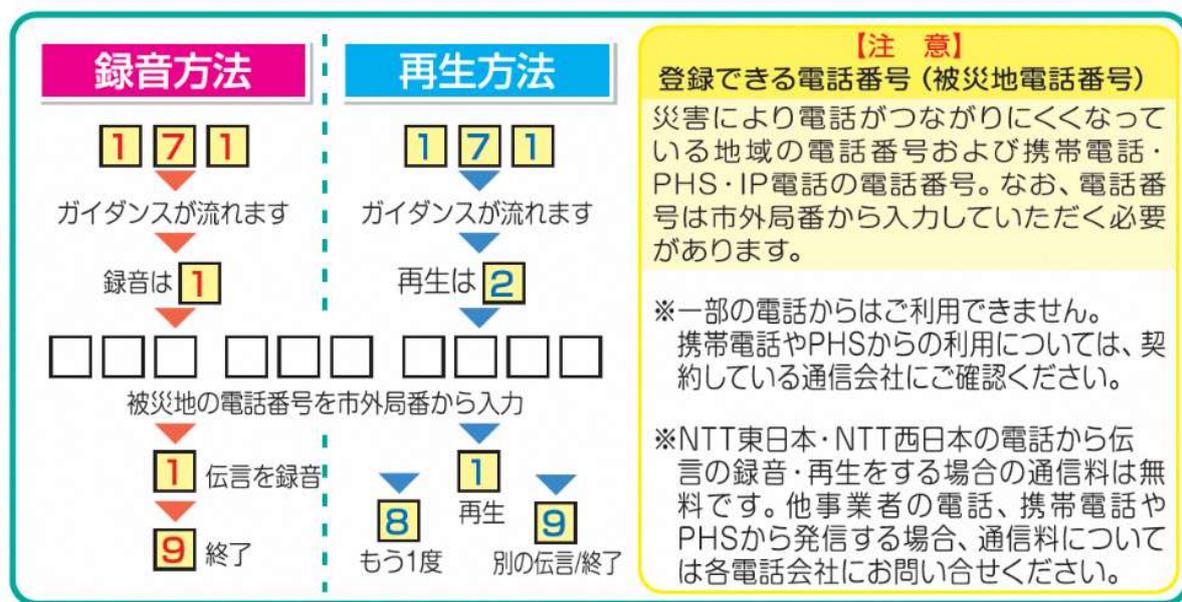
番号	設置施設名称	設置箇所詳細	所在地
1	熊取町役場	庁舎 1 階総合案内窓口	熊取町野田 1 丁目 1 番 1 号
2	熊取町役場	本館庁舎 2 階 危機管理課執務室内	熊取町野田 1 丁目 1 番 1 号
3	総合保健福祉センター（熊取ふれあいセンター）	ロビー来客窓口横壁面正面出入り口より約 10m	熊取町野田 1 丁目 1 番 8 号
4	老人福祉センター	階段横壁面正面出入り口より約 5m	熊取町野田 1 丁目 1 番 15 号
5	熊取交流センター（煉瓦館）	正面入り口付近	熊取町五門西 1-10-1
6	熊取図書館	熊取町野田 4 丁目 2714-1	総合カウンター内
7	総合体育館（ひまわりドーム）	1 階正面入り口付近	熊取町久保 5 丁目 3 番 1 号
8	総合体育館（ひまわりドーム）	プール監視員室	熊取町久保 5 丁目 3 番 1 号
9	教育・子どもセンター	1 階 ぷらっつ事務室	熊取町五門東 2-3-5
10	中央小学校	職員室入口（職員室に向かって右側入口）入って右側壁に設置	熊取町野田 2-2-1
11	東小学校	職員玄関入って左折し、左側壁に設置	熊取町久保 4-1306-1
12	西小学校	玄関入って左側廊下に向かって左側壁に設置	熊取町大久保南 1-1589
13	南小学校	職員室入口（職員室に向かって右側入口）入って右側壁に設置	熊取町朝代東 4-16-1
14	北小学校	来賓玄関入口（外側）	熊取町希望が丘 4-14-1
15	熊取中学校	保健室入口入って左側壁に設置	熊取町五門東 1-1-11
16	熊取南中学校	職員玄関入って右側壁（下足箱の上）に設置	熊取町大宮 4-1049
17	熊取北中学校	玄関入って右側すぐ廊下窓側壁窓下に設置	熊取町希望が丘 2-6-1
18	中央保育所	事務室	熊取町五門西 2-14-14
19	東保育所	事務所入口左側	熊取町久保 2-1480-1
20	西保育所	事務室行事予定表黒板下棚の上	熊取町大久保南 1 丁目 1573
21	北保育所	事務室	熊取町希望が丘 4 丁目 14-2
22	中央学童保育所（にこにこクラブ）	ロッカールーム書庫	熊取町野田 2-26-2
23	中央学童保育所（なかよしクラブ）	台所 支援員スペース書庫	熊取町野田 2-2-1（熊取町立中央小学校敷地内）
24	東学童保育所（ドリームクラブ）	ロッカールーム 支援員机の上	熊取町久保 5-3-2
25	西学童保育所（よつばクラブ）	ロッカールーム 書庫の上	熊取町大久保南 1-1589
26	南学童保育所（たけのこ村）	ロッカールーム 支援員机の横	熊取町朝代東 4-16-10
27	熊取町北学童保育所（やまねこクラブ）	ロッカールーム 支援員机の上	熊取町希望が丘 4-14-1（熊取町立北小学校敷地内）
28	北学童保育所（うきうきクラブ）	ロッカールーム 支援員机の上	熊取町小垣内 4-346-7
29	熊取町野外活動ふれあい広場	事務室	熊取町大字久保 3162
30	永楽ゆめの森公園	管理事務所	熊取町大字野田 65-10
31	熊取町営斎場	事務室	熊取町大字久保 2983-1
32	熊取町環境センター	管理棟 1 階 通用口付近	熊取町大字久保 2983-1
33	希望が丘受水・配水場	事務室窓口	熊取町希望が丘 2 丁目 14 番 5 号

(1 1) 緊急ダイヤル

警察（緊急）	110	熊取町役場	072-452-1001
消防（火災・救助・救急）	119	熊取ふれあいセンター （福祉避難所）	072-452-6285
NTT	113	熊取消防署 （泉州南消防組合）	072-453-0119
大阪ガス（株）	0120-3-94817 0120-3-19424（ガスもれ）	熊取町上下水道部 上水道課	072-452-0357
LP ガス	（各自でご記入ください）	泉佐野警察署	072-464-1234
関西電力（株）	0800-777-8025	泉佐野保健所	072-462-7701
熊取町社会福祉協議会 （ボランティアセンター）	072-452-6001	岸和田土木事務所 （泉南府民センター）	072-439-3601

出典：熊取町「熊取町防災マップ」（平成 31 年 4 月）

(1 2) 災害用伝言ダイヤル（171）



出典：熊取町「熊取町防災マップ」（平成 31 年 4 月）

(1 3) 災害用伝言サービス

震度 6 弱以上の地震などの大規模災害時に各携帯電話外会社が提供している伝言版サービスです。携帯電話・スマートフォン・パソコンなどから安否情報を登録すれば、全国から確認できます。使用方法は、お使いの携帯電話会社にご確認ください。

(14) 災害時掲示板について

熊取町では、相当規模の災害発生時（注）に、災害時掲示板を開設します。

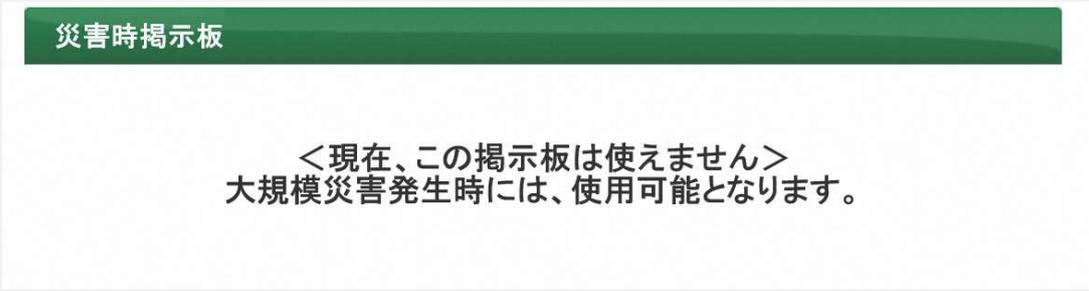
この掲示板は、住民のみなさんが、ご家族や知人の連絡用として、また生活情報の共有の場としてご利用して頂くことを目的としています。

災害時の安否確認などの伝言、生活情報の共有、災害ボランティア情報などの交換の場としてご利用ください。

（注）相当規模の災害発生時

町内において、震度 5 弱以上の地震が発生した場合かつ、災害対策本部が設置され、町長が開設の必要があると判断したとき。

災害時掲示板の場所
<http://www.town.kumatori.lg.jp/bousai/1338355894660.html>



※平常時は、上図のように表示され利用できません。

【ご利用について（必ずお読みください）】

この掲示板は、相当規模の災害が発生した場合に利用できるようになります。（平常時は、使用できません）ただし、災害の規模やネットワークの混雑により、システムが正常に機能しない可能性もあります。

災害時の連絡方法などについては、日ごろからご家族で話し合うなどして、防災に対する心構えをしておきましょう。

書き込み内容について、誹謗中傷や公序良俗に反するものなど、システム管理者が不相当と判断できるものは、削除する場合があります。

書き込みされた内容については、閲覧者の責任において活用してください。

出典：熊取町 HP

4-2 様式集

①避難者数集計表.....	71
②避難所報告書（開設・定時・閉鎖）.....	72
③避難者名簿.....	73
④安否確認シート.....	74
⑤訪問者管理簿.....	75
⑥郵便物等受付票.....	76
⑦問い合わせ受付対応票.....	77
⑧情報リスト.....	78
⑨〔食料・物資〕要請リスト.....	79
⑩物資一覧・物資管理簿.....	80
⑪物資管理簿.....	81

様式①

NO. ()

避難所名 _____

避難所数集計表

月 日 時 分 時点

区・自治会名 (町丁目)	人数	備考
	人	
	人	
	人	
	人	
	人	
	人	
	人	
	人	
	人	
	人	
	人	
合計	人	

様式③

NO. ()

避難所名 _____

避難者名簿

報告日時： 月 日 時 分

番号	氏名	年齢	性別	住所	避難日時	退所日時	避難理由	備考
			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分		乳幼・児・ 高・障・他
			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分		乳幼・児・ 高・障・他
			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分		乳幼・児・ 高・障・他
			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分		乳幼・児・ 高・障・他
			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分		乳幼・児・ 高・障・他
			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分		乳幼・児・ 高・障・他
			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分		乳幼・児・ 高・障・他
			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分		乳幼・児・ 高・障・他
			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分		乳幼・児・ 高・障・他
			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分		乳幼・児・ 高・障・他
			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分		乳幼・児・ 高・障・他
			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分		乳幼・児・ 高・障・他
			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分		乳幼・児・ 高・障・他
			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分		乳幼・児・ 高・障・他
			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分		乳幼・児・ 高・障・他
			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分		乳幼・児・ 高・障・他
			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分		乳幼・児・ 高・障・他
			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分		乳幼・児・ 高・障・他
			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分		乳幼・児・ 高・障・他
			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分		乳幼・児・ 高・障・他

《備考》乳幼：0歳～小学生未満 児：小学生 高：65歳以上 障：障害者 他：その他災害時要援護者

様式④

安否確認シート

私はこの避難所・避難場所に避難しています					
月日	氏名	年齢	性別	住所	具体的な場所/ 情報連絡先
/					
/					
/					
/					
/					

下記の人を探しています					
月日	氏名	年齢	性別	住所	情報連絡先
/					
/					
/					
/					
/					

様式⑤

NO. ()

避難所名 _____

訪問者管理簿

受付日： 月 日

No.	氏名	連絡先	訪問時刻	退所時刻	用件
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

避難所名 _____

郵便物等受付票

No.	受付日	宛名	郵便物等の種類	受取日	受取人サイン
1	月 日		葉書・封書・宅配便 その他 ()	月 日	
2	月 日		葉書・封書・宅配便 その他 ()	月 日	
3	月 日		葉書・封書・宅配便 その他 ()	月 日	
4	月 日		葉書・封書・宅配便 その他 ()	月 日	
5	月 日		葉書・封書・宅配便 その他 ()	月 日	
6	月 日		葉書・封書・宅配便 その他 ()	月 日	
7	月 日		葉書・封書・宅配便 その他 ()	月 日	
8	月 日		葉書・封書・宅配便 その他 ()	月 日	
9	月 日		葉書・封書・宅配便 その他 ()	月 日	
10	月 日		葉書・封書・宅配便 その他 ()	月 日	
11	月 日		葉書・封書・宅配便 その他 ()	月 日	
12	月 日		葉書・封書・宅配便 その他 ()	月 日	
13	月 日		葉書・封書・宅配便 その他 ()	月 日	
14	月 日		葉書・封書・宅配便 その他 ()	月 日	
15	月 日		葉書・封書・宅配便 その他 ()	月 日	
16	月 日		葉書・封書・宅配便 その他 ()	月 日	
17	月 日		葉書・封書・宅配便 その他 ()	月 日	
18	月 日		葉書・封書・宅配便 その他 ()	月 日	
19	月 日		葉書・封書・宅配便 その他 ()	月 日	
20	月 日		葉書・封書・宅配便 その他 ()	月 日	

様式⑦

NO. ()

避難所名 _____

問い合わせ受付対応票

受付 No.		受付日時	月 日 : 頃	
受付者		受付方法	電話・訪問・その他	
問い合わせ 内容				
問い合わせ者	氏名			
	住所			
	連絡先			
掲示板等への 貼付の了解	可 ・ 否		掲示板等への 貼付日	月 日
対応状況	未対応 ・ 対応中 ・ 対応済			
対応内容				
対応者	氏名		連絡先	

様式⑧

NO. ()

避難所名 _____

情報リスト

No.	日時	発信者	収集者	内容
1				
2				
3				
4				
5				

様式⑨

NO. ()

避難所名

[食料・物資] 要請リスト

班

No.	日時	要請者	要請品目	数量	收受確認
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

様式⑩

NO. ()

避難所名 _____

物資一覧

No.	品名	保管場所
1	(例) 毛布	
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		

様式⑪

NO. ()

避難所名 _____

物資管理簿

品目							単位 (個・本など)			
No	年	月	日	納入元	発送先	納入数	発送数	残数	確認者	備考
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										

避難行動・避難所運営マニュアル

発行・編集 : 熊取町
発行年月日 : 令和2年3月